

第4回 清掃工場整備計画に関する検証委員会 次 第

日 時：令和7年6月23日（月）14時～16時

場 所：東京区政会館 19階 191会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 23区の取組状況について（ブロック別5区より）
- (2) その他

3. 閉 会

< 配付資料 >

- 資料1 23区・他都市の基礎データ及びリサイクル品目別回収実施状況の比較
- 資料2 大田区の取り組み
- 資料3 千代田区の取り組み
- 資料4 北区の取り組み
- 資料5 練馬区の取り組み
- 資料6 墨田区の取り組み

23区・他都市の基礎データ及びリサイクル品目別回収実施状況の比較

*1 本資料においては、全自治体共通で「ごみ発生量」ではなく、収集・持込・資源回収量に区分して記載している。当該区分では、他自治体2・3は千トン単位のデータしか入手出来なかったため、便宜的にトン単位で表記している。
 *2 家庭ごみに加え、特別区は有料処理券購入の小規模事業者、他自治体1は住居併地小規模事業者、他自治体2は日量10kg未満の少量排出事業者、他自治体5は事前登録した小規模事業者のごみを含んでおり、可燃・不燃・粗大の合計収集量を表記している。
 *3 特別区の持込ごみは、東京湾の港湾ごみ(66.06t)、埋立処分場への直接持込分(2385.25t)は区別の持込量では除外し、23区合計欄に計上している。よって、区別の合計数値とは一致しない。

自治体\項目	基礎データ												3 施策実施状況			リサイクル品目別回収実施状況 (令和7年6月時点) ※実施の場合は主要な回収方法、未実施・該当なしは「-」を記載								その他特徴的な施策 (自転車や布団、衣装ケースなど、左記の粗大・不燃の ピックアップ回収に含まれるものも記載)		
	面積 (km ²) R6.1.1 時点	人口 (人) R6.1.1時点 (他自治体2は R5.12.31時点)	昼間人口 (人) R2.10.1 時点	人口 密度 (人/km ²) R6.1.1 時点	単身世帯 R2.10.1 時点	複数人世帯 R2.10.1 時点	外国人 数 (人)[割合] R6.1.1時点 (他自治体2・3 はR5.12.31時点)	事業所 数 R3.6.1 時点	R5年度ごみ収集・持込量 (トン/年)*1				R5年度 資源 回収量 (トン/年) *1	事業 系 古 紙 規 制	処 理 手 数 部 門 (円 / k g)	有 料 化	びん・ 缶・ ペット	古紙 (新聞・雑 誌・段 ボール等)	プラス チック		小型 家電	廃食用 油	古着・ 古布		粗大・ 不燃	
									行政収集 *2	1人1日 あたり (g)	持込 (事業系) *3	1人1日あ たり (g)							容器 包装	製品						
23区	千代田	11.66	68,755	903,780	5,897	21,076	15,887	3,858 [5.6%]	36,346	15,117	602	52,639	2,098	5,697				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	蛍光管等(スプレー缶・電池・ライター水銀体温計等)集積所回収
	中央	10.21	176,835	633,390	17,320	48,646	43,841	10,370 [5.9%]	34,239	32,819	508	53,140	823	14,333				集積 集団	集積 集団	集積	-	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	水銀使用製品拠点回収、粗大・不燃は受け入れたものの一部を資源化
	港	20.36	266,306	972,673	13,080	83,099	62,985	21,278 [8.0%]	41,220	51,382	529	78,690	810	21,414				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点 ピック	拠点 イベント	拠点 集団	ピック	おもちゃ・陶磁器・ガラス類の拠点及びピックアップ回収
	新宿	18.22	349,226	793,528	19,167	150,831	71,630	43,897 [12.6%]	33,313	65,349	513	68,011	534	19,864				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	-
	文京	11.29	232,177	353,648	20,565	77,316	56,248	14,036 [6.0%]	13,907	41,076	485	17,863	211	12,900				集積 集団	集積 集団	集積	集積	イベント	イベント	拠点 集団	ピック	-
	台東	10.11	212,388	307,176	21,008	71,778	49,779	18,485 [8.7%]	23,012	39,268	507	32,004	413	11,922				集積 集団	集積 集団	戸別	戸別	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	歯ブラシ、ビデオテープ類、水銀体温計、温度計の拠点回収
	墨田	13.77	284,555	281,971	20,665	75,960	69,649	15,663 [5.5%]	15,022	51,387	495	19,533	188	12,350				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	イベント 集団	ピック	歯ブラシの拠点回収、ペットボトルキャップの拠点回収
	江東	42.99	539,108	633,813	12,540	123,488	140,623	37,006 [6.9%]	19,718	87,798	446	48,392	246	30,203				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点 ピック	イベント	拠点 集団	ピック	不燃の全量資源化、水銀使用製品・発泡トレイ・発泡スチロールの集積所回収、自転車の拠点回収、園芸土のイベント回収
	品川	22.85	408,280	582,156	17,868	136,020	101,427	15,485 [3.8%]	20,127	66,509	446	32,547	218	25,250				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	水銀体温傾圧計の集積所回収、小型充電式電池の各戸収集
	目黒	14.67	279,520	301,801	19,054	82,777	72,833	10,548 [3.8%]	12,419	49,587	486	19,638	192	16,882				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	-
	大田	61.86	733,634	722,027	11,860	214,237	185,391	28,397 [3.9%]	28,839	119,904	448	60,620	226	36,191				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	羽毛布団、衣装ケース、自転車、食器類、古着のアップサイクル 水銀使用製品のピックアップ、SAF
	世田谷	58.05	918,141	854,838	15,816	250,635	241,082	25,537 [2.8%]	27,909	165,686	494	41,415	124	44,545				集積 集団	集積 集団	拠点	-	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	容器包装プラの一部(白色及び色柄発泡トレイ、透明プラスチック 容器、ペットボトルキャップ)を拠点回収
	渋谷	15.11	230,609	551,344	15,262	96,707	53,149	11,935 [5.2%]	33,398	44,765	532	55,894	664	16,323				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	おもちゃ、食器・調理器具、自転車の拠点回収
	中野	15.59	337,377	325,767	21,641	129,649	78,295	21,213 [6.3%]	12,088	53,763	437	13,008	106	20,053				集積 集団	集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	-
	杉並	34.06	572,843	498,067	16,819	196,919	139,184	19,178 [3.3%]	19,533	90,362	432	24,069	115	34,158				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	羽毛布団、水銀使用製品拠点回収
	豊島	13.01	291,650	412,070	22,417	117,608	66,079	32,732 [11.2%]	19,292	49,123	461	34,697	326	15,358				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	集積 集団	ピック	-
	北	20.61	357,701	332,018	17,356	99,015	90,564	27,362 [7.6%]	11,922	55,713	427	16,779	129	19,898				集積 集団	集積 集団	集積 戸別	集積 戸別	集積 戸別	拠点	拠点 集団	ピック	小型家電を不燃ごみと一緒に収集し、手選別で資源化
	荒川	10.16	219,268	193,640	21,581	55,368	56,431	21,251 [9.7%]	8,469	38,731	484	9,530	119	10,446				集積 集団	集積 集団	集積 集団	-	拠点	拠点	集積 集団	ピック	中型家電・蛍光管・体温計・血圧計・小型充電式電池等の拠点回 収、トレイの集積・集団回収、衣装ケースのピックアップ回収
	板橋	32.22	572,927	523,358	17,782	170,849	143,284	32,351 [5.6%]	17,472	98,079	469	28,841	138	27,133				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	集積 ピック	歯ブラシの拠点回収
	練馬	48.08	741,540	601,359	15,423	178,473	196,012	23,195 [3.1%]	20,673	118,221	437	29,442	109	39,209				集積 集団	集積 集団	集積	-	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	不燃(金属類、小型家電、蛍光管、二次電池)、粗大(金属類、二 次電池、布団、プラスチック製衣装ケース、再使用家具)
	足立	53.25	693,223	619,375	13,018	163,352	181,658	39,331 [5.7%]	23,376	121,957	482	39,883	158	28,993				集積 集団	集積 集団	-	集積	ピック	拠点	集団	ピック	-
	葛飾	34.80	467,000	376,832	13,420	93,974	121,735	26,838 [5.7%]	15,883	77,072	452	22,781	134	23,687				集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点 ピック	拠点	拠点 集団	ピック	布団、衣装ケース
	江戸川	49.90	689,961	571,717	13,827	148,816	184,079	42,918 [6.2%]	20,087	115,167	457	34,854	138	30,815				集積 集団	集積 集団	集積	-	ピック	-	拠点 集団	ピック	-
23区合計	627.51	9,643,024	12,346,348	15,367	2,786,593	2,421,845	542,864 [5.6%]	508,264	1,648,837	468	836,723	238	517,626	×	17.5	×										
他都市	他自治体1	438.01	3,769,220	3,495,975	8,605	699,171	1,045,037	116,261 [3.1%]	117,684	546,608	397	276,526	201	296,690	○	13	×	集積	集積 集団	集積	集積	拠点	拠点	拠点 集団	ピック	【凡例】集積:集積所収集 戸別:戸別収集 集団:集団回収 拠点:拠点回収 ピック:ピックアップ回収(手選別) イベント:主催イベントで回収
	他自治体2	225.34	2,757,642	3,534,521	12,238	784,785	679,830	169,392 [6.1%]	227,520	314,000	312	555,000	551	56,000	○	9	×	集積 集団	集積 集団	集積	集積	拠点	-	集積 集団	ピック	
	他自治体3	326.46	2,327,322	2,609,745	7,129	505,343	614,504	92,509 [4.0%]	136,851	379,000	446	176,000	207	237,000	○	20	○	集積 集団	集団	集積 戸別	集積 戸別	拠点	拠点	集団	ピック	
	他自治体4	1,121.26	1,956,928	1,968,338	1,745	422,160	545,212	17,867 [1.6%]	71,870	264,560	370	187,949	263	102,336	○	20	○	集積 集団	集団 拠点	集積	-	拠点	拠点	拠点	ピック	
	他自治体5	186.38	578,175	574,070	3,102	110,686	155,863	15,465 [2.7%]	17,666	83,984	398	23,622	112	30,493	○	35	○	集積 戸別	集積 集団	集積 戸別	-	拠点 ピック	拠点	戸別 集積	ピック	



「SDGs未来都市おおた」における ZERO WASTE戦略

～分ければ資源、混ぜればごみ～



Reduce

Reuse

Recycle



©大田区

●大田区の年度別 資源とごみの収集量

単位：t

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資源	35,029	34,765	37,107	36,616	35,405	34,657
粗大	5,030	5,675	6,141	6,199	5,911	5,503
不燃	3,769	3,767	4,055	3,555	3,297	3,085
可燃	122,810	124,433	127,098	122,944	118,764	113,829
合計	166,638	168,640	174,401	169,314	163,377	157,074

※粗大ごみと不燃ごみ中の資源をピックアップしているため資料1の収集量とは一致しない。

ZERO WASTEを目指す大田区のごみ減量施策の例

ごみになる前に

- ・民間事業者を活用したリユース推進事業
例：「おいくら」「ジモティ」との連携協定
- ・食品ロス削減事業
例：フードドライブ、地産地消型マッチングシステム 食べきり応援団



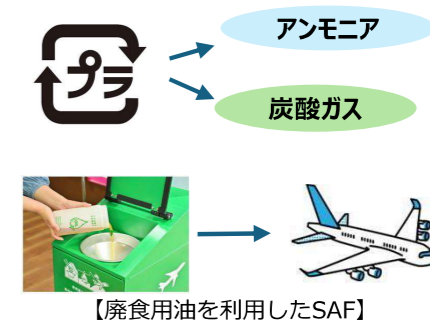
ごみに出てももう一度使おう

- ・不燃ごみや粗大ごみからのピックアップ回収
ピックアップ品目：自転車（国内リユース）、食器類
- ・古着やインクカートリッジの拠点回収
- ・民間事業者と連携した古着の回収循環型モデル事業
（多様な回収拠点とアップサイクル品による地域循環）



資源の有効活用

- ・資源プラスチック回収事業
- ・資源の行政回収（7品目）及び集団回収（4品目）
- ・不燃ごみや粗大ごみからのピックアップ回収
ピックアップ品目：衣装ケース、蛍光灯、電池、小型家電等
- ・小型家電等の拠点回収
- ・廃食用油の拠点回収
リサイクル例：SAF、インク



●大田区の可燃ごみの組成割合

プラスチック, 2.3% ゴム・皮革類, 0.9% その他可燃物, 9.3%

繊維類, 4.2%

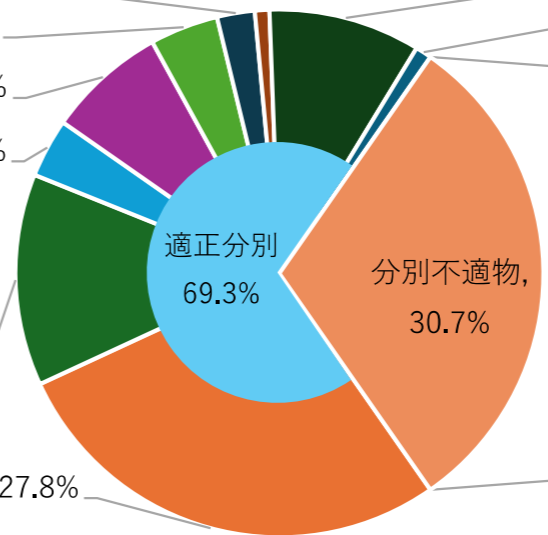
外袋, 1.0%

紙おむつ, 7.3%

草木類, 3.6%

紙類, 13.0%

生ごみ, 27.8%



資源物, 29.6%

不燃物, 0.6%

排出不適物, 0.4%

千代田区の取り組み

令和7年3月に策定した「第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、本区のごみの特徴と課題、そして目指すべき都市像とその実現に向けた課題への対策についてご説明します。

千代田のごみの特徴

令和4年度のごみ総排出量 65,861tの内訳をみると、「民間収集の事業系ごみ」が全体の約8割を占め、そのうちの約9割が「大規模建築物」から排出されている(①)。大規模建築物の種類別の内訳をみると、「オフィスビル」と「ホテル・結婚式場」で全体の8割を占める(②)。そのうち、ごみの種類別の内訳をみると、「紙類」と「厨芥」で全体の9割を占める(③)。これは、ごみ総排出量の約53%にあたる。したがって、区全体のごみ排出量を減らしていくためには、事業系ごみへの対策や事業者の食品ロス削減行動に結びつくような啓発活動が必要である。



区のごみの課題

課題1 家庭系ごみ

令和元年度以降、家庭ごみ排出量が増加し高止まり。ごみ処理コストや環境負荷が懸念され、人口増加と外国人住民の増加により、ごみ出しルール遵守や分別方法理解が課題。多言語対応や教育プログラムが必要。

課題3 事業系ごみ

本区では昼夜人口比率が高く、事業系ごみが90%を占めるため、事業系ごみ削減が重要である。特に大企業への対応が必要。新型コロナ後、ごみ排出量が増加しており、分別促進と支援体制の強化、紙ごみ再生利用の向上が課題。

課題5 区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発

ごみ削減に向けた取り組みが進められているが、区民や事業者への具体的な啓発と情報提供が課題。目標の見える化が不足しており、積極的参加が進んでいない。特に若年層・外国人観光客へのアプローチが課題。

課題6 ねずみやカラスへの対策

本区では生ごみがねずみに荒らされる問題が増え、衛生環境に懸念が広がっている。集合住宅や商業地域での被害が増加し、ねずみやカラスによるごみ荒らしが環境美化に悪影響を及ぼしている。これらは繁殖力が高いため、適切な対策が必要。

課題2 食品ロス

食品ロス削減の啓発やフードドライブを推進し、令和5年度に計画を策定したが、情報提供方法の改善や効果的な啓発手段の導入が進展していない。国の新たな削減目標に向けて、事業者の協力を得ることが課題。

課題4 インバウンドへの対応

特に秋葉原地域では、外国人観光客の増加に伴い、ごみのポイ捨てなどのマナー問題が深刻化している。ごみ箱の設置や多言語対応のマナー啓発が必要であり、区全体の環境美化や衛生管理への影響が懸念される。

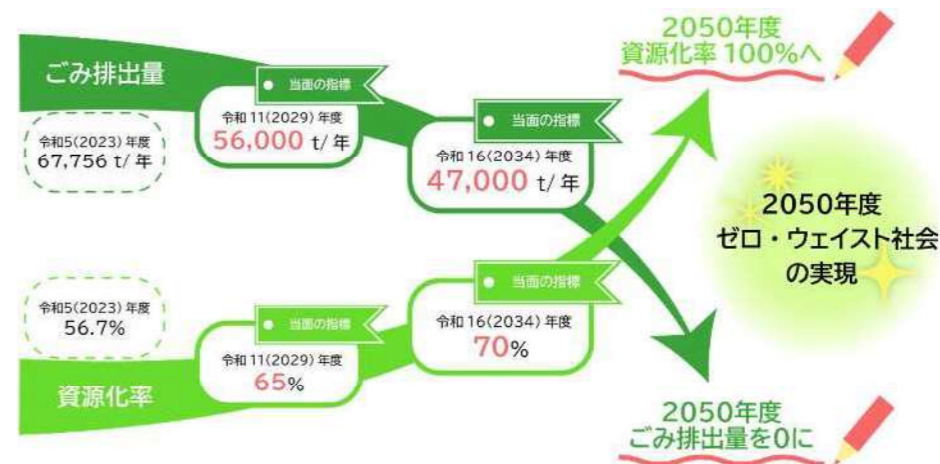
課題7 災害廃棄物

「千代田区災害廃棄物処理計画」は令和5年に策定。実際の災害時に迅速かつ効果的に運用できるかが課題。分別や収集のスムーズな実施・企業との連携・区民や事業者への啓発活動の強化が必要。広大な保管場所や輸送体制の確保も課題。

目指す都市像

～2050 ゼロ・ウェイストちよだ～

区民、事業者、区が連携・協働し、2050年までに無駄や浪費をなくし、ごみを極力出さない、焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指します。



課題への対策

基本方針1 ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進

- 施策1 廃棄物の発生抑制 1-1 消費段階での発生抑制の推進 など6施策
- 施策2 リユース・修理の促進 1-7 リユース食器の利用促進 など3施策
- 施策3 メーカー等への要請 1-10 生産・流通販売段階での取り組み など3施策
- 施策4 不適正排出の管理 1-13 不適正排出対策 など5施策
- 施策5 ねずみやカラス等への対策 1-18 ねずみやカラス等への対策の推進

基本方針2 資源循環の更なる促進

- 施策1 リサイクルと資源回収の拡充 2-1 粗大ごみの有効活用 など7施策
- 施策2 施設および機能の充実 2-8 リサイクルセンターのあり方の検討 など4施策
- 施策3 その他の資源循環施策 2-12 使用済小型家電の回収 など7施策

基本方針3 ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

- 施策1 コミュニティおよび協働の推進 3-1 地域コミュニティとの協働 など7施策
- 施策2 教育と普及啓発 3-8 環境教育等におけるPR など5施策
- 施策3 情報発信の強化 3-13 ごみ分別アプリ「分けちよ！」の機能拡充 など6施策

基本方針4 事業系ごみの更なる削減

- 施策1 事業系の紙ごみや生ごみの削減 4-1 事業系古紙回収協力事業所制度の検討 など10施策
- 施策2 事業者への対応 4-11 事業用大規模建築物の指導強化 など6施策

「第5次一般廃棄物処理基本計画」の本編・概要版は区HPをご参照ください。
(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/gomi/shisaku/ippan-kihon.html>)

北区における取組について

1 北区の特長・傾向

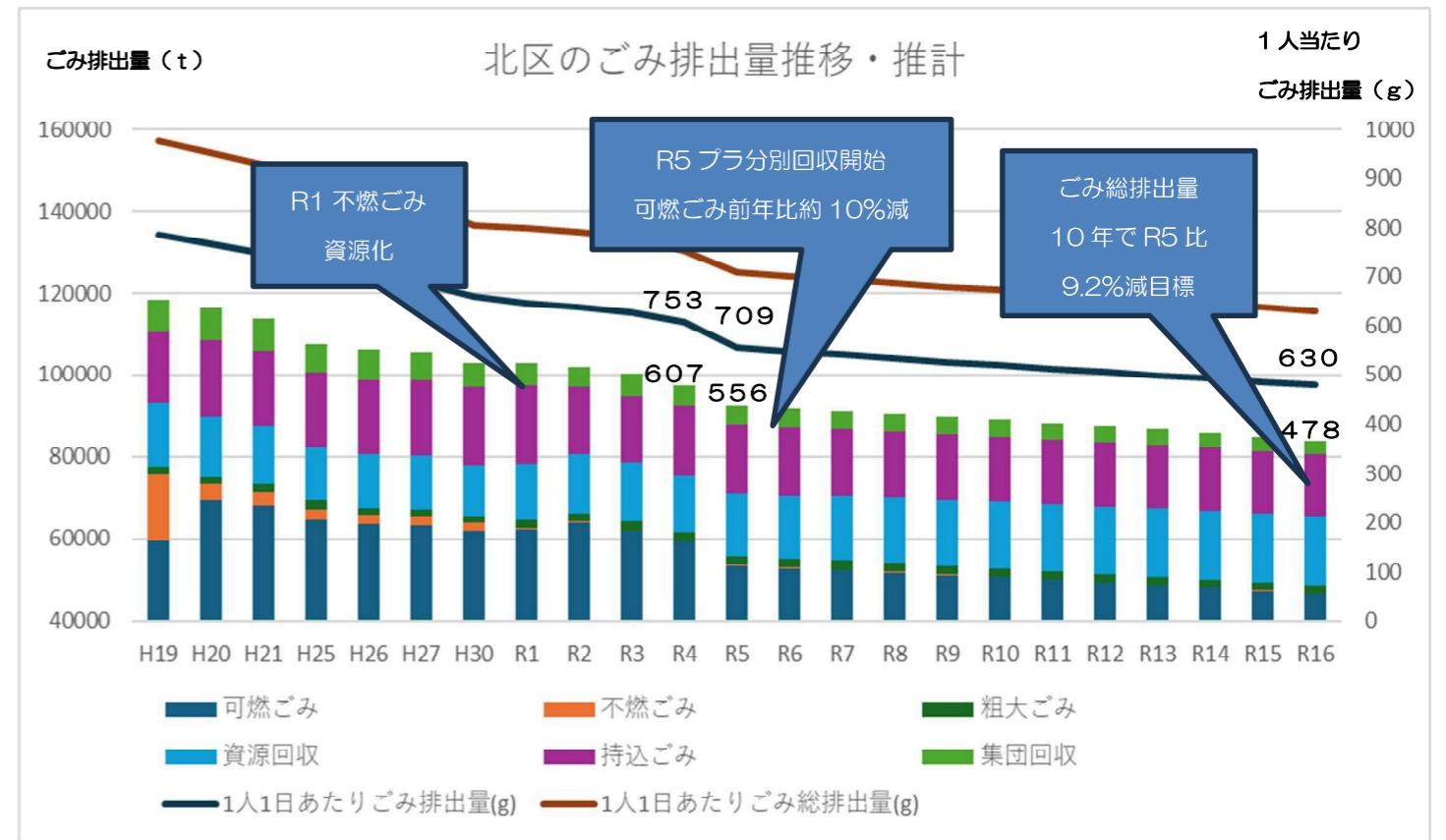
- 地域特性
 - * 下町、大型団地、商店街、小規模事業所
 - * 人口の増加 10年で約2万人増加 (5.9%増) H26-R5比
 - * 事業所のうち 従業員数1人~4人 約60%、10人未満 約80%
 - * 狭小路地が多い(台車、手作業での収集もある)
- 戸別収集モデル実施(滝野川地区)人口比28%(R5.4)
- 北区民1人1日当たりごみ総排出量 709g/人・日(R5)
(出典:北区一般廃棄物処理基本計画)
- 👉ごみ1人当たりの排出量の少なさは、多摩平均を下回る、区部トップレベル
- 資源化の取り組み (資源化率)
 - * プラの資源化 95.4% 5.36kg/人・年(R5)
 - * 不燃ごみの資源化率 92.6% 4.20kg/人・年(R5)
 - * 粗大ごみの資源化率 16.9% 1.24kg/人・年(R5)
 - * リサイクル率 21.6% (R5)

1人1日当たりの排出量比較 (g/人日)

	ごみ総排出量	生活系ごみ	家庭系ごみ	事業系ごみ
北区	707	578	426	128
23区	845	607	468	237
多摩平均	713	620	432	93

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査(令和5年度)

2 資源量・ごみ量の推移等



3 資源化の取組

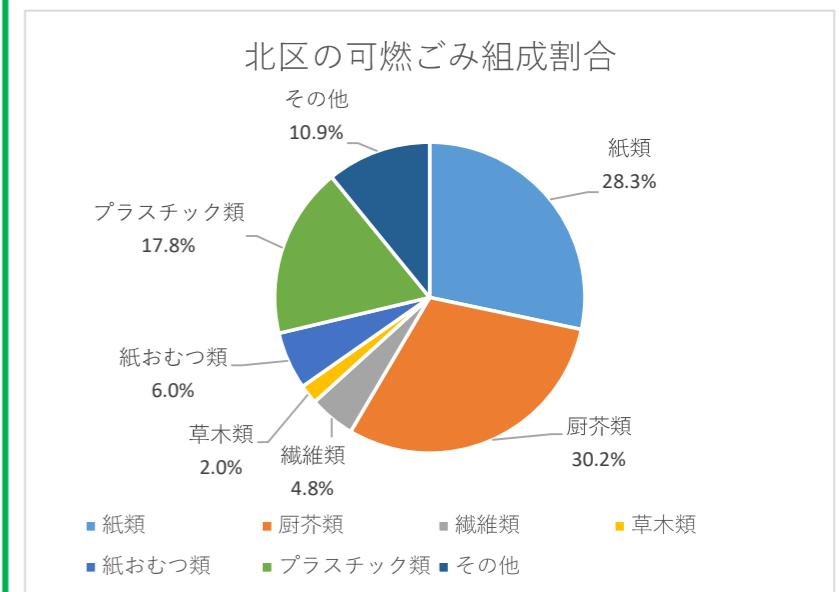
○資源化の状況

資源化品目	R5資源化量	総ごみ量(92,418t)に占める割合	生活系ごみに(75,639t)占める割合
古紙回収	6,427 t	7.0%	8.5%
びん回収	2,487 t	2.7%	3.3%
缶回収	866 t	0.9%	1.1%
ペットボトル回収	1,610 t	1.7%	2.1%
プラスチック回収	1,902 t	2.1%	2.5%
紙パック	12 t	0.01%	0.02%
発泡トレイ	2 t	0.002%	0.003%
廃食油	2 t	0.002%	0.003%
不燃ごみからの資源化	1,498 t	1.6%	2.0%
粗大ごみからの資源化	441 t	0.5%	0.6%
集団回収(古紙・缶等)	4,567 t	4.9%	6.0%
古布・衣類	111 t	0.1%	0.1%
合計	19,925 t	21.6%	26.3%

4 ごみ減量の新規・拡充の取組(予定含む)

- (強化・拡充) (平年度ベース)
- 生ごみ処理機助成(拡充) 61t
 - 生ごみ対策(啓発等強化) 330t
 - プラスチックの分別回収(強化) 572t
 - 古紙・雑紙の回収(強化) 385t
 - 古布の拠点回収(拡充) 6t
- 合計 1,355 t
- (新規:主なもの)
- 飲食店従業員向け分別ルールブック作成
 - リユース食器活用
 - 学生と協働による食ロス削減事業案
 - 粗大ごみ(硬質プラスチック)の資源化
 - 優良業者表彰制度

5 組成調査(参考)



※各数値については、資料を見やすくするため小数点以下を四捨五入するなどの処理をしています

事業概要



ラッピング車

令和 6 年度
(令和 5 年度実績)

北 区 清 掃 事 務 所

I 北区清掃事務所の概要

北区清掃事務所は、家庭から排出される一般廃棄物を適正に処理し、区民の快適な生活環境の維持に努めている。同時に、「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」により、廃棄物の発生抑制・再利用・資源化の促進など、循環型社会の形成を目指した業務を行っている。

平成19年度から、ペットボトルの区内全域での回収を開始。また、リサイクル困難な廃プラスチック等を焼却しその熱を再利用するサーマルリサイクルを、滝野川地区でモデル実施し、平成20年度から区内全域で実施した。サーマルリサイクル実施に伴い、不燃ごみ量が減少したため、平成20年10月より不燃ごみの収集を週1回から月2回に変更した。また、65歳以上の高齢者や障害者等で集積所までごみを持ち出すことが困難な世帯に対して、玄関先まで収集に向う「訪問収集サービス」を実施している。さらに、75歳以上の単身者を対象に、ごみの排出のない場合には安否確認を行う「ふれあい訪問収集事業」を平成20年度から区内全域で開始した。

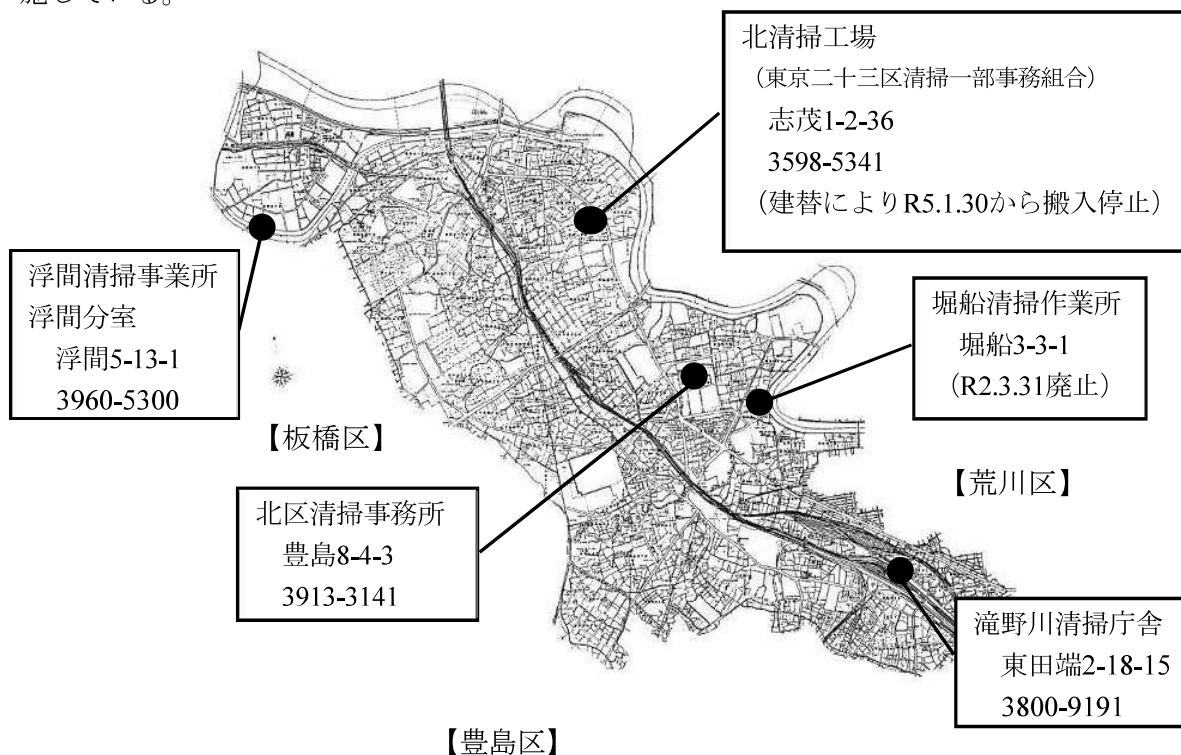
平成26年度からは、更なるごみの減量を図るため、不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる金属（小型家電を含む）の資源化を開始した。分別した金属は資源化事業者売却している。

令和2年度からは、リサイクル清掃課との組織再編により、びん・缶・ペットボトル回収事業、集団回収事業、有料ごみ処理券取扱事業などが所管事業となった。

令和4年度の10月から浮間清掃事業所敷地内に粗大ごみ中継施設を開設し、北区清掃事務所から浮間清掃事業所へ粗大ごみの中継機能を移転するとともに、同年度の11月から区民による粗大ごみの持込事業を開始した。

令和5年度4月から区内全域でプラスチックの資源化を開始した。

北区は、JR京浜東北線を境に西側の地域は、ごみ収集車が入れない狭隘道路が多い。赤羽台・桐ヶ丘・豊島5丁目・王子5丁目地域には、大規模な集合住宅、大型マンションが多いという特性がある。こうした地域特性から、狭隘道路の多い地区は軽小型車両を使用、大規模集合住宅や大型マンションは大型・中型の特殊車両を使用して、効率的な収集作業を実施している。



Ⅱ 循環型社会の形成に向けて

北区では、令和2年3月に「北区一般廃棄物処理基本計画2020」を策定し、ごみの発生抑制・排出抑制を中心としたより一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理の推進を目指している。

1 基本理念

北区のリサイクル・廃棄物行政における基本理念は、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」である。

2 基本方針

- (1) 区民・事業者・区の協働による3Rを推進します
- (2) さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します
- (3) 安全で安心なごみの適正処理を推進します

3 ごみの減量に向けた数値目標

北区では、さらなるごみの減量化のため、令和2年度から令和11年度までの10年間で、ごみ減量に向けた以下の数値目標を5年ごとに設定している。

(1) 区民1人1日あたりのごみ総排出量

目標：804g/人日（H30）→733g/人日（R6）→700g/人日（R11）（104g減量）
実績：790g/人日（R2）

(2) 区民1人1日あたりのごみ排出量

目標：660g/人日（H30）→592g/人日（R6）→563g/人日（R11）（97g減量）
実績：637g/人日（R2）

4 基本計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、おおむね5年ごとに改定する。

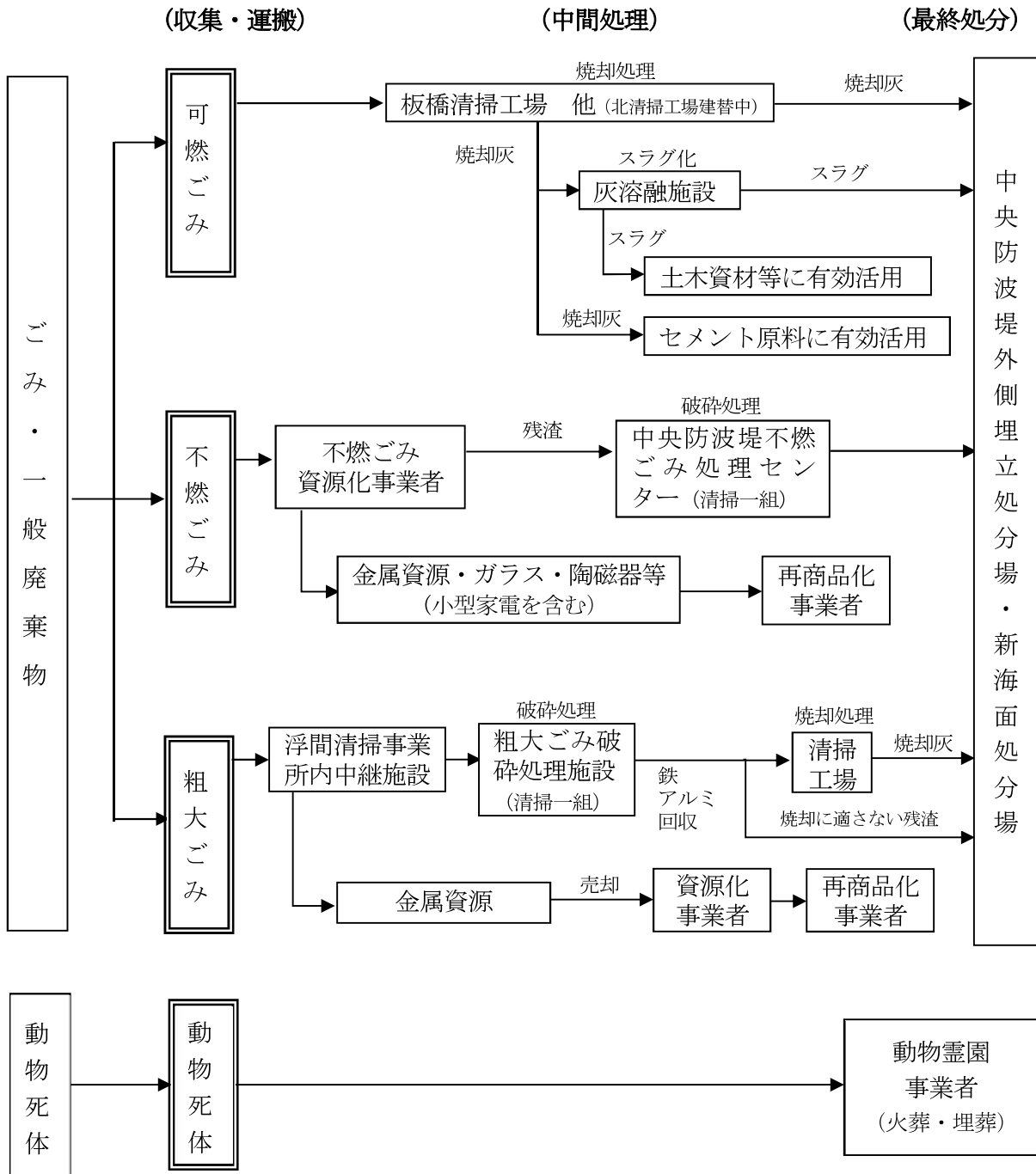
5 今後の清掃事業

清掃事業は、民間への委託を活用するとともに、清掃関連施設の再編統合の検討を進めるなど、効果的・効率的な運営を図る。また、環境負荷の低減を念頭に置き、低公害車の導入を推進するなど、低炭素社会に配慮した運営を行う。

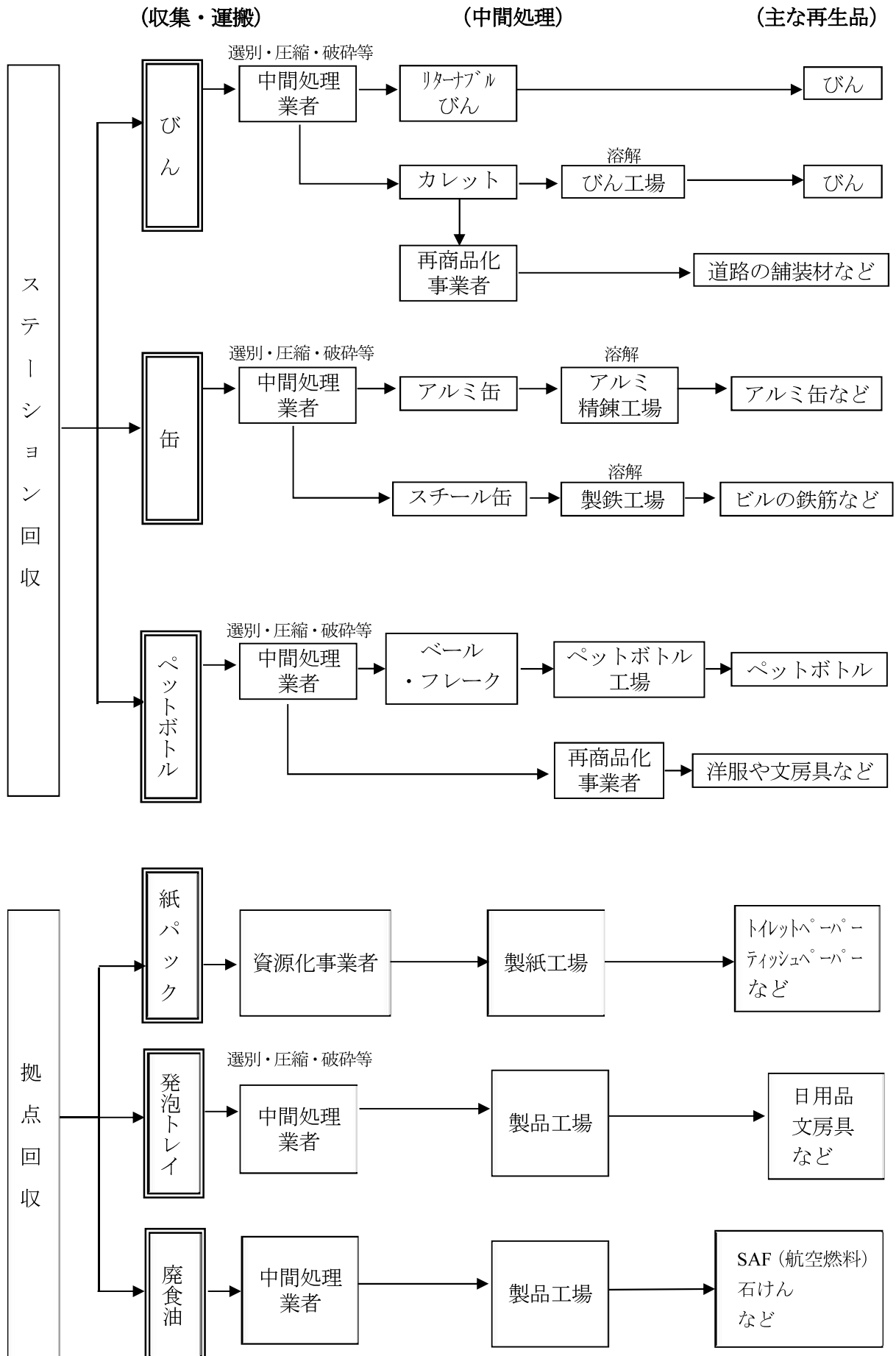
III 事業のあらまし

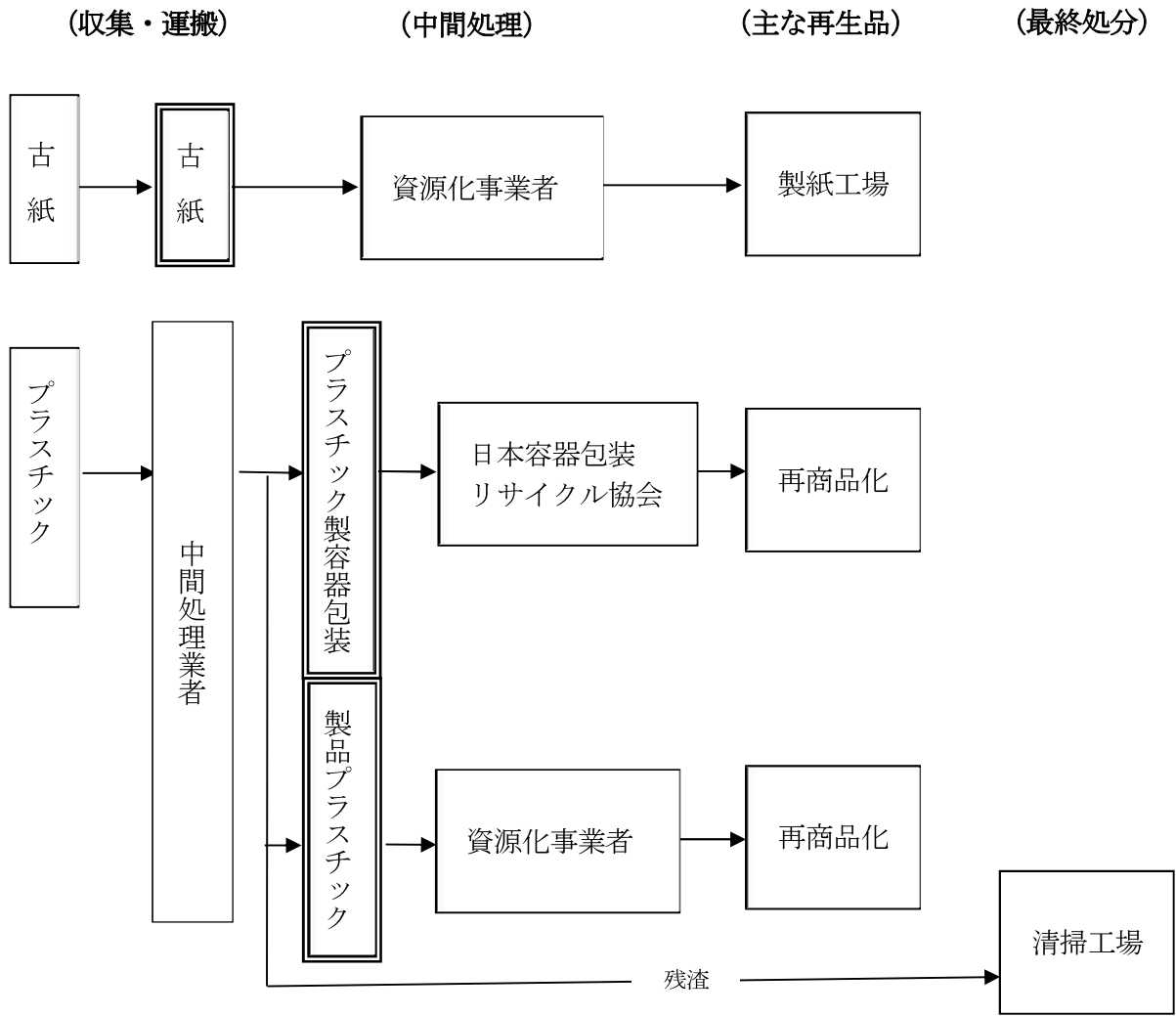
1 ごみ・資源の収集

(1) ごみの収集から処分までの流れ (令和6年10月1日現在)



(2) 資源の収集からリサイクルまでの流れ (令和6年10月1日現在)





(3) ごみ・資源の収集に係る計画

①東京都北区一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条、同施行規則第1条の3、「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第32条第1項、及び同規則第19条の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めたものである。

本計画では、以下に掲げる事項をそれぞれ定めることとされている。

- ・一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ・一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
- ・分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ・その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

②東京都北区分別収集計画

分別収集計画とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）第8条により、3年ごとに5年を一期として容器包装廃棄物の収集等について定めたものであり、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化することによって、資源の再利用と廃棄物の減量を促進することを目的としている。

本計画では容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、発泡トレイ、プラスチック製容器包装を対象としている。

(4) 作業計画

清掃事業

種別	回数	計画日量 (t)	作業計画自動車		搬入先 (t)
			台数	車両の種類	
可燃 ごみ	週2回	171.9	72	大型ダンプ車 2 新大型特殊車 3 新中型特殊車 1 小型プレス車 42 小型特殊車 14 軽小型ダンプ車 10	板橋清掃工場 44.9 豊島清掃工場 27.3 練馬清掃工場 78.3 光が丘清掃工場 21.4
(注) 不燃 ごみ	月2回	9.0	(2) 13	新中型特殊車 (1) 小型プレス車 (1) 軽小型ダンプ車 13	資源化施設 8.1 中防不燃ごみ処理センター(残渣) 0.9
粗大 ごみ (委託)	申込制 (月~土)	9.0	7	大型プレス車 1 小型ダンプ車 5 軽小型貨物車 1	中防粗大ごみ破砕処理施設 7.0 資源業者 2.0
古紙 (委託)	週1回	34.0	10	平ボディ車 6 軽小型貨物車 4	資源業者 34.0
作業補助			6	軽小型ダンプ車 6 (可燃狭小対策)	
合計		223.9	108		

(注) 可燃ごみ収集と併用している車両台数は () 書きとする。

他リサイクル事業

種別	回数	計画日量 (t)	作業計画自動車		搬入先 (t)
			台数	車両の種類	
びん・缶 (委託)	週1回	3.2	9~12	小型貨物車 7~10 軽小型貨物車 2	資源業者 3.2
ペットボトル (委託)	週1回	2.3	7	新小型特殊車 5 軽小型貨物車 2	資源業者 2.3
プラスチック (一部委託)	週1回	11.5	14	小型プレス車 8 軽小型貨物車 6	資源業者 11.5
合計		17.0	30~33		

(5) 可燃・不燃ごみ収集

可燃ごみや不燃ごみは、次のとおり分別し、容器または中身の見える透明度の高い袋に入れられたものを収集している。

①可燃ごみ

生ごみ、紙くず、木くず、ゴム、皮革等

②不燃ごみ

金属資源（小型家電含む）、ガラス、陶磁器等

※可燃・不燃ごみとも、決められた曜日・場所に排出されたものを収集している。

(6) 粗大ごみ収集

家具など大きなごみ（概ね30cm角以上のもの）は、粗大ごみとして収集している。

粗大ごみの収集は申込み制になっており、電話等で粗大ごみ受付センターへ申し込む。粗大ごみの収集には別途処理手数料がかかり、品目毎に定められた金額に応じた粗大ごみ処理券（シール）を購入し、粗大ごみに貼付することとしている。申込みを受けた粗大ごみは、定められた収集日に原則として自宅前から収集する。

なお、平成13年4月から、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行され、ブラウン管テレビ・洗濯機・冷蔵庫（冷蔵庫は平成16年4月から）・エアコンの4品目は、再商品化が義務付けられ、粗大ごみから除外された。さらに平成21年4月より薄型テレビ・衣類乾燥機も家電リサイクル法の対象となった。また平成15年10月からは、資源有効利用促進法により家庭で使用されたパソコンがリサイクル品に指定された。

令和4年10月には、浮間清掃事業所敷地内に粗大ごみ中継施設を開設し、北区清掃事務所から浮間清掃事業所へ粗大ごみの中継機能を移転するとともに、同年11月から区民による粗大ごみの持込事業を開始した。

(7) 小型家電及び金属ごみの資源化

不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる金属資源（小型家電を含む）の資源化を、粗大ごみは平成26年4月から、不燃ごみは10月から実施している。不燃ごみについては、区民による別袋での排出を促すとともに、平成28年4月からは、堀船清掃作業所（不燃ごみ船舶中継所）において手選別での金属資源（小型家電を含む）の分別を行ってきた。平成31年4月からは業務委託により不燃ごみの資源化を図っている。

(8) 資源回収

①古紙回収

古紙とは、主に新聞・雑誌・本・パンフレット・ダンボール・雑がみ（紙切れ・包装紙・コピー用紙・はがき・菓子箱など）のことであり、決められた曜日・場所に排出されたものを回収している。排出の際は、種類別に紐などでしばって出すように案内している。

②びん・缶回収事業

びん・缶回収事業（ステーション回収）は、各町会自治会選出の地域リサイクラーが中心となり、区民が各地域の回収場所（資源回収ステーション）においてコンテナの保管や設置を行い、区が委託した業者が、回収運搬及び処理を行っている事業である。その後、回収資源の売り払い金は、各連合町会を単位に、回収量に応じて還元している。

③ペットボトル回収事業

ペットボトルの回収は、平成9年4月に500mlボトルの販売を契機に東京都が暫定的な事業としてコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の店頭を回収拠点に23区一斉に回収が開始された。その後、平成20年度のサーマルリサイクル事業の本格的な導入を前にペットボトル回収の事業拡大を図り、びん・缶と同様に平成19年6月から、資源回収ステーションで分別回収を行っている。分別回収の普及定着により、平成27年2月、行政が実施していた店頭回収は23区一斉に廃止した。

なお、回収したペットボトルは、一部はペットボトルのまま、残りは中間処理後に売却して区の歳入とし、事業費の一部に充当している。

④プラスチック回収事業

これまで可燃ごみとして収集をおこなってきたプラスチックのうち、汚れていない、または、臭いなどが強くないプラスチックを資源として回収をする。滝野川地区では令和4年10月から、王子・赤羽地区では令和5年4月から開始し、現在北区全域で実施している。回収対象のプラスチックは、プラマークの付く容器包装プラスチック及び全て素材がプラスチックでできた製品プラスチックで、これらをまとめて一つの袋で一括回収する。なお、一部に金属や電池など含むものは対象外としている。

令和4年度時点では、23区内で製品プラスチックまで資源として一括回収している自治体は北区を含め4区のみであった。令和5年度は、7月から目黒区、10月から江東区と豊島区が新たに一括回収を開始した。令和6年度は新たに5区（新宿区、品川区、中野区、板橋区、墨田区）が開始、令和7年度は3区（文京区、荒川区、大田区）で開始予定となる。回収頻度は週に1回、排出場所は可燃ごみや不燃ごみを出す集積所や決められた場所からの回収としている。30cmを超えるものは、これまでどおり粗大ごみとして取り扱っている。

⑤拠点回収事業

区民センターなどの公共施設や一部のスーパーマーケットの店頭等において、回収ボックス（サンクルポスト・独自回収容器）を設置するなどの方法で、紙パック、食品用発泡トレイ、水銀入り乾電池、廃食油の回収を行っている。

(9) 動物死体処理

家庭の飼い犬や飼い猫など動物の死体は飼い主が処理することとなっているが、飼い主等の届け出により、重量25kg未満の動物死体については一頭につき3,000円の処理手数料を徴収して清掃事務所が引き取っている。引き取った動物死体は東京都と同じ業者に委託して火葬埋葬している。また、平成29年度から飼い主がいない又は不明の動物死体について、減免制度を導入した（一般家庭からの連絡のみ）。

なお、都道上で発見された動物死体については、東京都から委託を受け清掃事務所で引き取り、東京都の委託業者に引き渡しをしている。

(10) し尿収集

北区内の公共下水道普及率は平成6年度に100%に達しており、残存するし尿くみ取り戸数は、令和6年3月末現在7戸である。

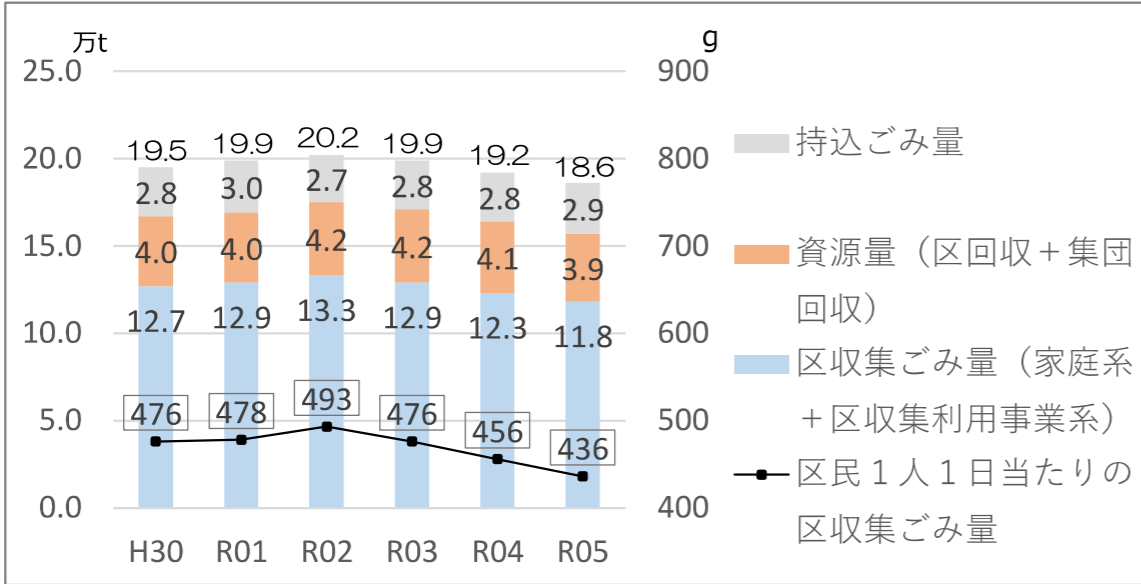
し尿収集業務は、板橋区の板橋東清掃事務所に委託している。

(11) 事業系ごみ・事業系資源の処理

事業系ごみ（資源を含む）は、自己処理が原則となっている。この自己処理とは廃棄物処理法に基づき自社で処理を行うことその他、その品目に応じて事業系一般廃棄物処理業者または産業廃棄物処理業者に委託し適正処理することも自己処理にあたる。しかしながら、ごみの排出が少量で自己処理が困難な事業者（従業員20人以下でかつ日量10kg未満）については、事業系一般廃棄物の他、廃棄物処理法第11条第2項に基づき区が定める一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物（あわせ産廃）について、家庭ごみ収集に支障のない範囲において有料（事業系ごみ処理券を貼付すること）で家庭ごみの収集日に排出することができる。なお、ごみ量は北区一般廃棄物処理基本計画2020策定時の調査による推計で区収集の約48.0%が有料ごみ処理券対象の事業系ごみと考えられる。

練馬区の取り組み

1 資源量・ごみ量の推移等



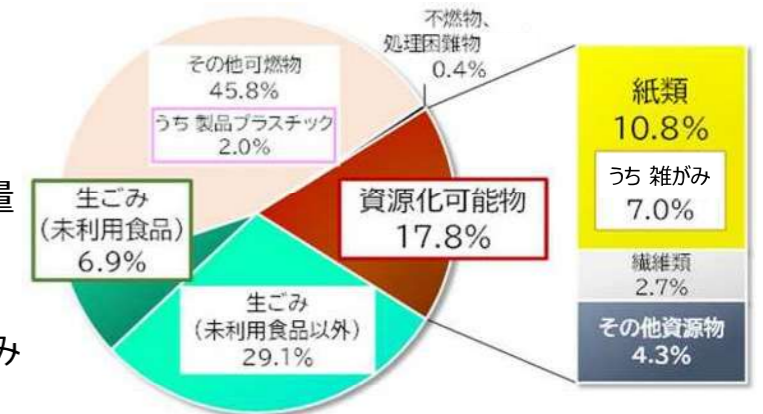
【特徴・傾向】

- ・23区中2番目に人口が多い住宅都市（約74万人）
 - ・令和5年度の区から排出される資源・ごみは18.6万t。うち、11.8万t・63.4%が区収集ごみ
 - ・早期からリサイクル施策を積極的に推進（2(1)の表参照）
 - ・小学生向けの環境学習など、様々な普及啓発を実施
 - ・令和5年度における区民1人1日あたりの区収集ごみ量436gは、23区中4番目の少なさ
 - ・区収集ごみに占める事業系ごみの割合が約30%
- ※日量排出量10kg未満の小規模排出事業者が有料ごみ処理券を貼付することで区収集に排出できる。

【組成分析調査結果】

令和5年度に実施した組成分析調査の結果は、つぎのとおり

可燃ごみの組成（R5：11.1万t）



2 主な施策

(1) 家庭系廃棄物への取組【リサイクル施策】

資源化品目	開始時期	R5実績
集積所回収	古紙	H12 14,031 t
	容器包装プラスチック	H20 5,380 t
街区路線回収	びん・缶	H15 びん4,780 t 缶1,827 t
	ペットボトル(BtoB)	H18 2,707 t
拠点回収	乾電池(89か所)	H12 84 t
	古着・古布(34か所)	H14 516 t
	廃食用油(46か所)	H20 15 t
	小型家電(16か所)	H23 6 t
粗大ピックアップ	金属類	H23 617 t
	ふとん	H24 71 t
	衣装ケース	R5実証実験 R6本格実施 2 t
不燃ピックアップ	蛍光管	R2 32 t
	金属類	R4 696 t
	小型家電	R4 431 t

- ・廃食用油は、一部でSAF化に向けた実証実験中
- ・不燃ピックアップは、「練馬区資源循環センター」において実施
- ・製品プラスチックは、練馬区リサイクル事業協同組合（以下「リ協」という。）の協力のもと令和8年10月から資源化予定

【リデュース・リユース施策】

施策名	概要・R6実績等
青空集会	町会・自治会等を対象に実施 開催数 70回 参加者数 約2千人
ふれあい環境学習	主に小学校4年生を対象にH12から実施 開催数 159回 参加者数 12,519人
パンフレットによる周知啓発	「資源・ごみの分け方と出し方」を作成配布 簡易版は英語・中国語等8言語に対応
アプリによる周知啓発	分別方法等の情報発信ツールとしてR2から運用 累計ダウンロード数 63,119件（R7.5末時点）
動画による周知啓発	雑がみや充電式電池の出し方等をテーマに作成 作成本数 12本 総視聴回数 3.3万回超（R7.6.18時点）
環境・リサイクルに関する講座	区内4か所のリサイクルセンターで生ごみたい肥づくり等の環境・リサイクルに関する講座を実施 講座数 560講座 参加者数 5,680人
再使用家具の販売	粗大ごみの中から再使用可能なものを選別し、簡易な清掃・修繕等を行いリサイクルセンターで販売 品目 6,157点 重量 39 t
リユース促進事業	民間事業者（2事業者）と協定を締結し、R6からリユース促進事業を実施 区HP経由での閲覧数 約3万2千回 買取依頼品数 約6千点
フードドライブ	H29からイベント時の回収を開始 R5からリサイクルセンター4か所に受付窓口を常設 受付件数 780件 点数 6,946点 重量 2 t

(2) 事業系廃棄物への取組（件数等はR5実績）【事業者向け施策】

- ・廃棄物管理責任者講習会
開催数 2回（オンライン） 受講者 385名
- ・事業用大規模建築物への立入調査、指導等
立入り件数 140件
- ・小規模事業者への排出指導（ビラ投函含む）
昼4,828件 夜間556件
- ・リ協が行う商店街・オフィスから発生する段ボール、OA紙等の回収・資源化を支援
回収量 37 t

【排出事業者としての施策】

- ・区立小中学校の給食等から発生する生ごみを肥料に資源化、「練馬の大地」として出荷
回収量 1,010 t
- ・区立施設から排出される古紙等を資源化
資源化品目 9品目 回収量 954 t

(3) 集団回収への支援（R5回収量 8,014 t）

- ・実施団体に対して報奨金の支給等支援を実施
実施団体報奨金 1kg当たり6円
- ・雑がみについては、資源化を促進するため、令和7年7月分から8円に引き上げ
- ・古布等の一部品目については、区内回収事業者に対して報奨金の支給等支援を実施
業者支援報奨金 古布 1kg当たり6円 等

練馬区 の 環 境

令和5年度（2023年度）報告



▲ ねりま環境まなびフェスタ



▲ 清掃車両の実演



▲ こどもの森

令和6年（2024年）9月
練馬区



第3章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

1 概要

清掃事業は、平成12年4月に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、東京都によると残余年数が50年程とされています。最終処分場の延命を図るため、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについて環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

2 循環型社会形成に向けた計画

区は、循環型社会形成を目指すに当たり、区が取り組むごみの減量とリサイクルの推進に関する施策を記載した計画を策定し、取組を行っています。

平成8年9月に、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例（平成11年12月練馬区条例第55号）」および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成11年12月練馬区条例第56号）」を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

平成29年3月には、リサイクルの推進とごみの発生抑制を具体化させる計画として、リサイクル推進計画を包含した、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

区は、本計画において、基本理念を「みどりあふれる循環型都市をめざして」とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざし、様々な施策に取り組んでいます。

本計画は、基本理念に立ち、①ごみの発生抑制・再使用の促進②多様な資源循環の推進③適正処理の推進④情報発信および参画・連携体制の充実といった、4つの基本方針をもとに施策を体系化し、20の取組を設定しました。その中でも、①食品ロスの

削減②不燃ごみの資源化③紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底④区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導⑤災害廃棄物処理計画の策定の5つを、重点取組項目に設定しました。

これらの取組を進めることにより、区民1人1日あたりのごみ収集量を平成27年度の500gから令和8年度には443g以下にすること、リサイクル率を24.8%から25.2%以上にすることを目指しています。

3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進め、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方にに基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。



4 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」を設置しました。区民、事業者および学識経験者などの参加のもとに、さまざまな検討・協議を経て、「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置し、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議することを規定しています。令和5年度は、2回開催し、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況の評価」などについて審議を行いました。

令和6年度から脱炭素社会の実現に向けて、区民・事業者と協議して総合的な環境施策を展開するため、環境分野について審議する「練馬区環境審議会」と練馬区循環型社会推進会議を再編・統合しました。

5 統計から見たごみと資源

(1) ごみ量、資源量の推移

ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。その収集量の推移は、表1、グラフ1のとおりです。

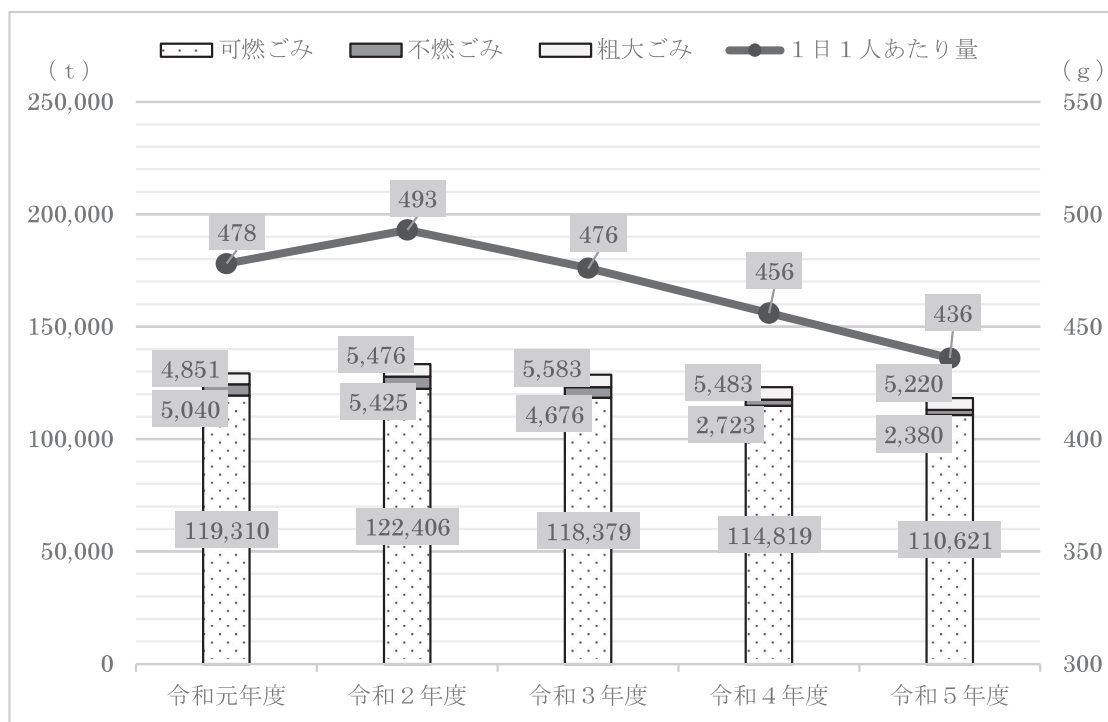
表1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人口 (人)	738,432	740,891	739,679	739,452	740,595
可燃ごみ (t)	119,310	122,406	118,379	114,819	110,621
不燃ごみ (t)	5,040	5,425	4,676	2,723	2,380
粗大ごみ (t)	4,851	5,476	5,583	5,483	5,220
計 (t)	129,202	133,307	128,638	123,025	118,221
区民1人1日あたり量 (g)	478	493	476	456	436

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口。

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

グラフ1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移



イ 資源量

区が回収している資源品目は、容器包装プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル、古着・古布、乾電池、廃食用油、小型家電などです。その回収量の推移は、表2、グラフ2のとおりです。

表2 資源回収量の推移

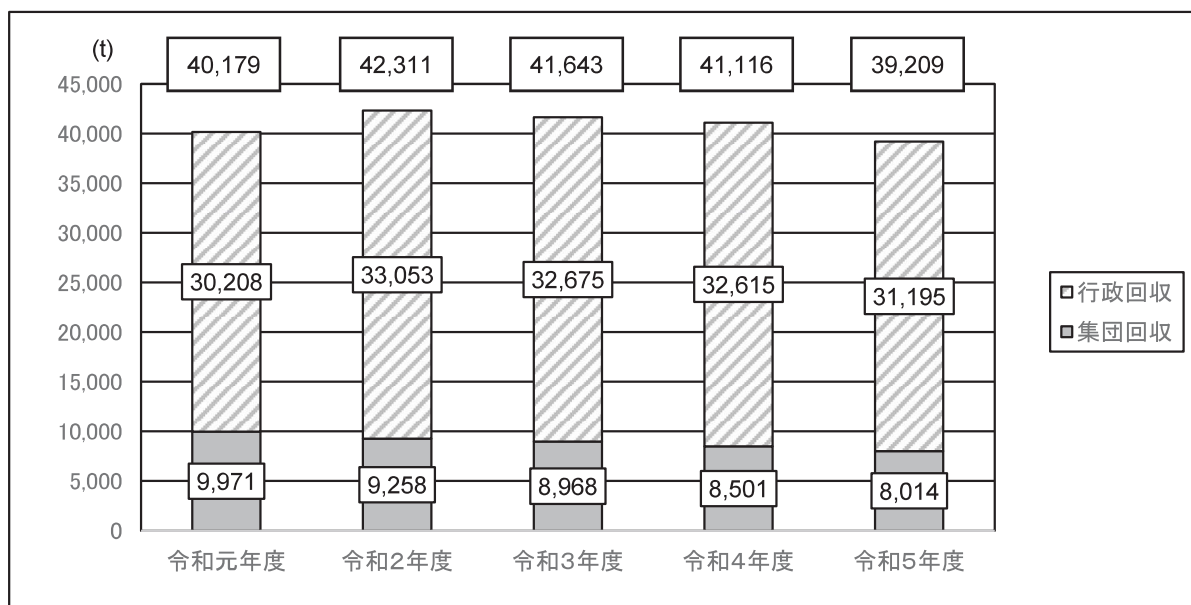
(単位:t)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
資源回収量計		40,179	42,311	41,643	41,116	39,209
集団回収		9,971	9,258	8,968	8,501	8,014
行政回収		30,208	33,053	32,675	32,615	31,195
内 訳	容器包装プラスチック	5,192	5,625	5,722	5,580	5,380
	古紙	14,168	15,566	15,177	14,879	14,031
	びん(リターナブル)	405	430	413	384	365
	びん(ワソウェイ)	4,561	5,051	4,885	4,630	4,415
	缶(スチール)	1,023	1,135	1,106	967	889
	缶(アルミ)	870	965	941	965	937
	ペットボトル	2,354	2,580	2,674	2,668	2,707
	古着・古布	509	507	554	530	516
	乾電池	90	92	92	88	84
	廃食用油	18	18	17	16	15
	小型家電	4	6	12	481	437
	蛍光管	1	29	20	35	32
	金属類	886	940	956	1,335	1,313
	布団	127	108	106	57	71
	衣装ケース	-	-	-	-	2

※ 令和6年2月に、粗大ごみに含まれる衣装ケースのリサイクルに係る実証実験を行った。

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

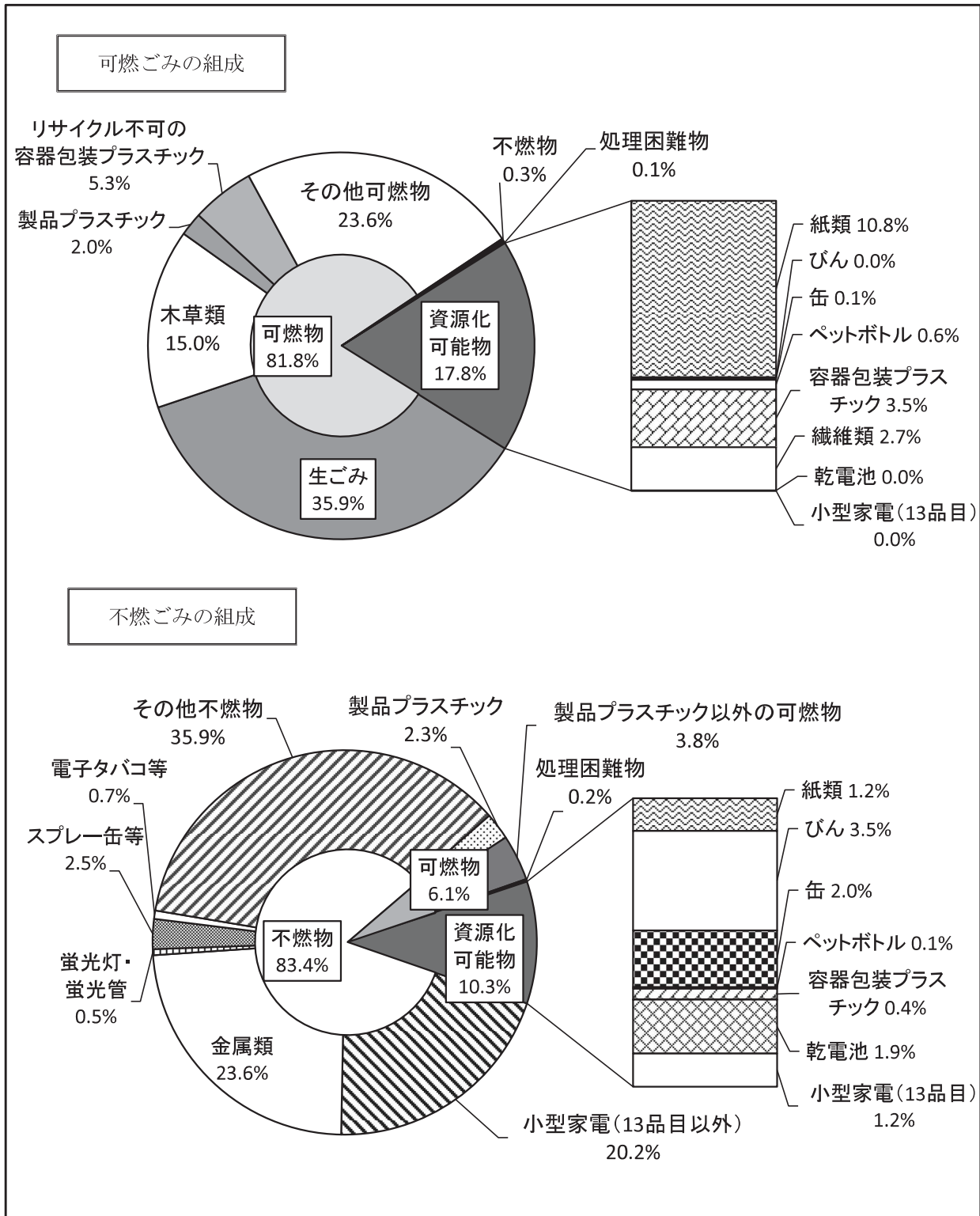
グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

令和5年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ3です。可燃ごみの中には17.8%、不燃ごみの中には10.3%、資源化が可能なものが含まれています。

グラフ3 令和5年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果



※ グラフの数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

第2項 ごみの発生を抑制する

1 普及啓発事業

(1) ごみの減量、リサイクルについての情報発信

区は、ごみの減量やリサイクルについて周知するため、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」などを発行しています。

(2) 清掃事務所の様々な活動

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るための様々な指導・啓発活動を行っています。

ア ふれあい指導

資源・ごみの正しい分け方と出し方、3Rについての理解と協力を得るために、区民・事業者と対話しながら、指導・啓発活動を行っています。

また、集積所の改善や不法投棄の防止などの取組も行っていきます。

イ ふれあい環境学習

これからの循環型社会を担っていく子どもたちに向け、学校の授業などで「ふれあい環境学習」を行っています。主に小学校4年生や保育園・幼稚園の園児を対象に、「資源やごみの処理の流れ」、「正しい分別のしかた」をパネルや環境学習車（荷箱の中身が見えるスケルトン清掃車）を使って説明しています。

ウ 青空集会

資源・ごみの正しい分け方と出し方や3Rについて、区民の方に理解を深めていただくため、町会や集積所単位で模擬のごみを使った出前講座を行っています。

エ 大規模建築物に対しての排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関して指導、助言を行っています。令和5年度は、140件の立入調査を行いました。

また、年2回、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に対してオンライン講習会を実施し、ごみの発生抑制、リサイクルの推進およびごみの適正処理に対する意識の向上を図っています。

平成17年度には「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「練馬区リサイクル推進条例」を改正し、廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置義務の対象を、建築物の延べ床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更するとともに、ワンルーム形式の集合住宅も対象に加えて、指導を強化しました。

(3) リサイクルセンター

リサイクル活動の普及促進を図り、循環型社会の形成に寄与すること

を目的とし、関町リサイクルセンター（平成9年3月）、春日町リサイクルセンター（平成14年10月）、豊玉リサイクルセンター（平成21年4月）、大泉リサイクルセンター（平成29年4月）を開設しています。

リサイクルセンターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室（多目的室）、会議室などの施設があり、地域のリサイクル活動の中心施設として環境やリサイクルに関するさまざまな事業を行っています。

ア 環境・リサイクル講座の開催

古布のさき織り・季節の飾り作りなどのリサイクルに関する講座や、生ごみからのたい肥作り・みどり・プラスチック削減などをテーマとした環境に関する講座を開催しています。

イ 再使用家具と不用品小物などの展示・販売

リサイクルセンターでは、平成23年度から粗大ごみの中の再使用可能な家具を低廉な価格で販売する事業を実施しています。不用となった日用雑貨品など小物の展示・販売も併せて行っています。

令和5年度は、練馬区資源循環センターから搬入された再使用家具のうち、販売した家具が6,346点、販売額が7,986,170円でした。また、販売した不用品小物が117,008点、販売額が12,236,070円でした。

ウ リサイクル情報の収集・提供

リサイクルに関する情報・資料（書籍・視聴覚資料など）を収集し、区民に提供しています。事業内容などを案内するため、各センター共通の情報誌「ゆずりは」を発行しています。

2 食品ロスの削減に向けた取組

令和5年度に実施した資源・ごみの排出実態調査では、まったく手つかずのまま捨てられてしまった食品が、可燃ごみの中に4.3%も含まれていました。これを区の1年間の可燃ごみ量に換算すると、およそ4,800tになります。そこで、家庭で食べきれずに余っている未利用食品を持ち寄り、必要としている団体等に提供するフードドライブ事業を平成29年10月から実施しています。

令和5年7月からは、さらなるごみ減量につなげるため、フードドライブ事業を区内すべてのリサイクルセンターで、通年で実施しています。令和5年度は、練馬まつり等のイベント開催時の実施分も含め、885件、7,620点、2,809kgの未利用食品が集まりました。

また、平成31年3月から、食品ロス削減に取り組む区内飲食店の取組を周知し、広く意識啓発を図り、飲食店から排出される食べ残し等によるごみを削減する、おいしく完食協力店事業を実施しています。令和5年度の登録店舗数は24店舗でした。

3 生ごみの排出抑制

(1) 学校等生ごみの資源化事業

区立施設から排出される生ごみを回収し、肥料化しています。生成した肥料は、一般公募により「練馬の大地」と名づけました。令和5年度は区立の小・中学校97校、保育園60園および福祉施設6か所から回収し、回収量は998tでした。

(2) 生ごみ処理機などのあっせん・貸出し

平成5年度から、家庭から出る生ごみを土にかえす生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っています。また、平成23年度からは、生ごみ処理機の貸出し事業を行っています。

生ごみ処理機などのあっせん・貸出し実績 (単位：件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
コンポスト化容器あっせん	5	5	2	3	0
生ごみ処理機貸出し	1	8	11	13	33

4 不用品の活用（再使用）

(1) リサイクル・マーケットの開催支援

区は、家庭で不用となった衣類や生活雑貨などの地域での再使用を目指して、リサイクル・マーケットを開催する団体を支援しています。区立公園の使用許可申請手続、区報への掲載などを行っています。

令和5年度は、48回のリサイクル・マーケットが開催されました。

(2) 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、平成4年3月から、区内公共施設17か所に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。「譲ります」、「譲ってください」という品物の情報カードを半月間掲示し、交渉と品物の受渡しは、当事者双方の責任により行っています。令和5年度の掲示数は、「譲ります」106件、「譲ってください」10件でした。そのうち成立件数は、「譲ります」57件、「譲ってください」2件でした。

第3項 リサイクルを進める

1 資源のリサイクル（再生利用）

(1) 集団回収

集団回収は、区に登録した団体が、資源回収業者と協力して、古紙、古布およびアルミ缶などのリサイクルに取り組む事業です。集団回収は、各区の事業として平成4年7月に都から移管されました。町会、自治会、子ども会などの10世帯以上の区民の自主的な団体であれば、登録することができます。区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。また、平成29年7月から区内登録回収業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を1割加算しています。このほか、軍手や梱包ひもなどの支給や資源回収業者の紹介も行っています。令和5年度の登録団体数は659団体でした。

(2) 事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」

商店街、オフィスなどから発生する事業系のダンボール、板紙、OA紙などの古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は平成9年4月から回収を行っています。

(3) 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙、びん・缶の回収を開始し、平成12年2月からは、区内全域で週1回古紙の回収を本格実施しました。

平成19年10月から区内の一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック、ゴム製品および革製品を可燃ごみとするモデル事業を開始しました。平成20年10月からは、区内全域で分別変更を本格実施しました。

(4) 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）

平成8年12月から一部地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、隔週で交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後、平成15年度までに、飲食用びんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更しました。

平成16年7月から一部地域でペットボトルの回収を始め、平成18年度から区内全域で実施しています。

平成19年度から排出量の少ない小規模事業者についても、びん・缶、ペットボトルを有料で回収する事業を開始しました。

(5) 拠点回収

ア 乾電池

区内49か所の販売店および39か所の区立施設へ回収ボックスを設置し、使用

済み乾電池を回収しています。区立小学校2校では、児童を対象として、回収ボックスによる回収を行っています。

イ 古着・古布

古着・古布のリサイクルを推進するため、平成14年度から区立施設で拠点回収を開始しました。令和5年度は29か所の区立施設などで回収を行うとともに、衣替えの時期の5月・6月・10月・11月には、臨時回収を9か所で行いました。

ウ 廃食用油

家庭から排出される使用済みてんぷら油など植物性の廃食用油の資源化、ごみの減量化などを進めるため、平成20年6月から廃食用油の回収・資源化事業を開始しました。当初は、区内30か所の区立施設などで月1回の回収でしたが、現在では、45か所の回収拠点で実施しています。

回収された廃食用油は、インクや石けんの原料などに利用されています。

エ 小型家電

平成23年9月から区内5か所の区立施設に回収ボックスを設置し、小型家電製品9品目（携帯電話・スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター）の回収を開始しました。現在では、16か所の回収拠点で実施しています。

回収した小型家電製品に含まれる有用金属（金、銀、銅、鉄、パラジウムなど）を再資源化しています。

また、令和2年4月から新たに4品目（補助記憶装置（ポータブルハードディスク・USBメモリ・メモリーカード）、タブレット型情報通信端末、ICレコーダー、電気かみそり）を追加し、回収対象を13品目にしました。

2 区立施設におけるリサイクルの推進

区は事業者として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年11月から、古紙回収に加え、びん・缶、ペットボトルおよびトレイの回収を行っています。平成13年4月から乾電池、平成20年6月から保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始し、平成22年12月から蛍光管の回収を行っています。

区立施設回収の回収実績

(単位:t)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
古紙・古布	978	926	917	912	905
びん	7	6	5	6	7
缶	15	14	16	14	16
ペットボトル	12	10	11	12	13
トレイ	0	-	0	0	0
乾電池	2	2	2	3	4
廃食用油	7	7	7	8	8
蛍光管	4	3	3	3	3
合計	1,025	968	962	957	954

※ トレイの0の表記については、微量の回収あり。

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

3 練馬区資源循環センターにおけるリサイクルの推進

練馬区資源循環センターは、循環型社会づくりの中心的施設として平成22年11月に開館しました。事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

練馬区資源循環センター等での主な事業は、以下のとおりです。

(1) 粗大ごみの収集事業

家庭から排出される粗大ごみは、収集または区民自身による練馬区資源循環センターへの持込みで対応しています。令和5年度のごみ量は約5,949t、品目は766,415点でした。

(2) 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみとして集めたもののうち、再使用が可能な家具などに簡易な清掃・修理を施し、区内の各リサイクルセンターで販売しています。令和5年度のリサイクルセンターへの搬入量は39t、品目は6,157点でした。

(3) 粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業

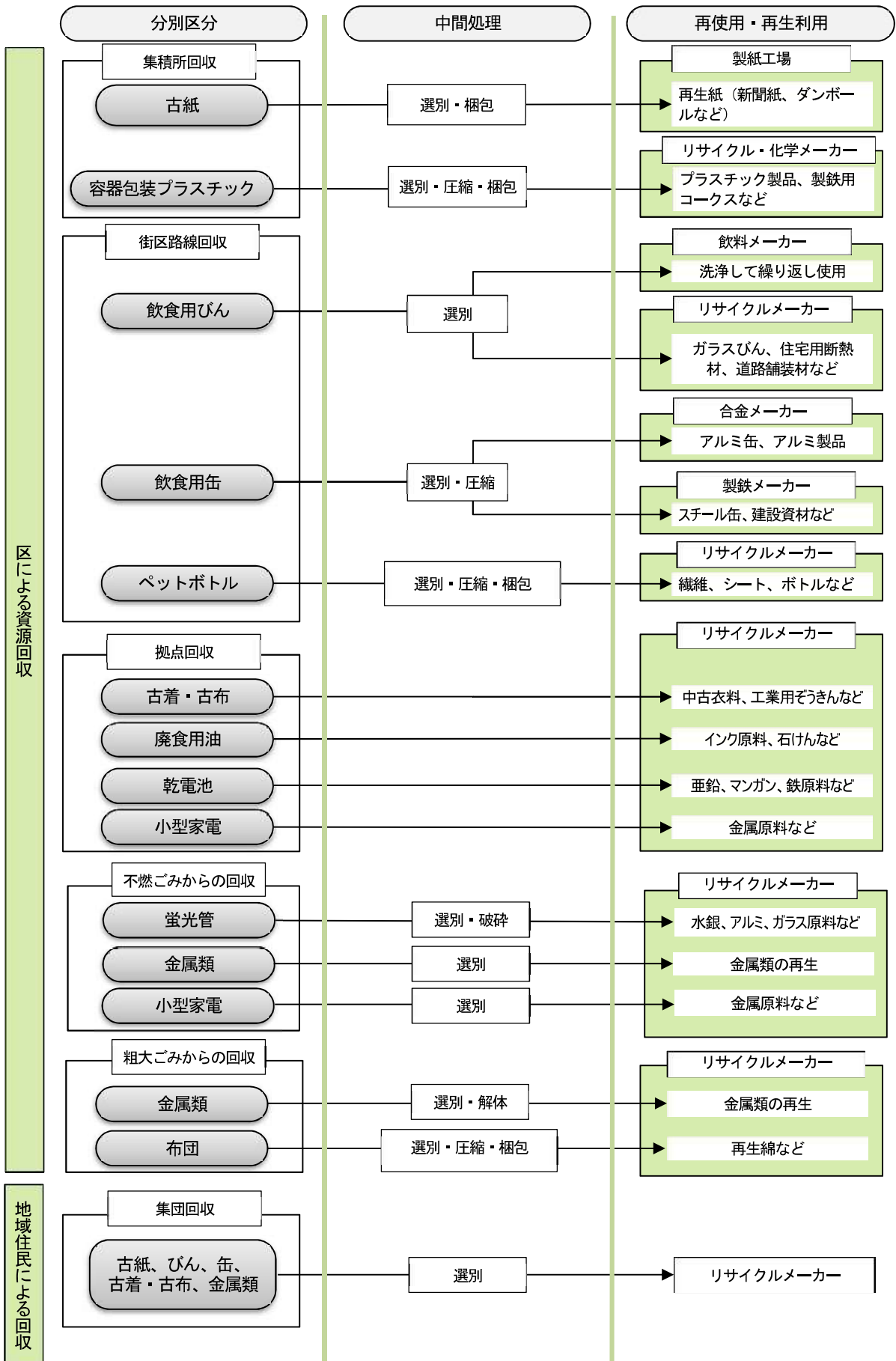
粗大ごみの中から電化製品、金属製品を選別・解体し、鉄等の金属資源を回収しています。また、布団も選別し、資源化しています。令和5年度は、鉄等の金属類を617t、布団を71t資源化しました。

(4) 不燃ごみ資源化事業

集積所から集められた不燃ごみの中から、蛍光管や小型家電、金属類を選別し、金属原料などとして資源化しています。令和5年度は、蛍光管を32t、小型家電を431t、金属類を696t資源化しました。

- (5) 集団回収の相談等窓口
区民の方が新たに集団回収を始める時に、回収品目の選択や回収業者について助言しています。
- (6) 資源回収拠点
資源回収拠点として毎週日曜日に古着・古布、廃食用油の回収を行うほか、乾電池、小型家電の回収ボックスを設置しています。
- (7) 資源循環推進事業の普及啓発等
資源循環およびリサイクルに関する図書や資料を収集し、区民や事業者に閲覧と貸出しを行う相談コーナーを設置しています。また、施設見学会、ごみの発生抑制とリサイクルに関する各種イベントおよび3Rにつながる講習会などを開催しています。
- (8) 容器包装プラスチックの回収事業
家庭などから排出される容器包装プラスチックを集積所から回収し、中間処理施設に搬入しています。令和5年度の回収量は、5,380 tでした。
- (9) 可燃ごみ収集事業
区内の約4分の3の地域で、可燃ごみを収集しています。

練馬区の資源の流れ図



第4項 ごみの適正処理を進める

1 ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。

可燃ごみは、生ごみ、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など、焼却できるごみのことで、週2回収集しています。

不燃ごみは、陶器類、ガラス類、金属類、30cm角以下の小型家電製品（資源回収を行っている13品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明や半透明の袋で出すこともできます。

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業者による自己処理か廃棄物処理業者へ処理を委託することが原則です。小規模の商店や事業所などから出される排出量が少ない事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って集積所に出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から出る概ね30cm角を超える家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に申し込み、指定された日に、指定された金額の有料粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。

なお、事業系の粗大ごみの収集は行っていません。

収集場所と回数等

種別	回数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	41,915か所 (集積所・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに出す。
粗大ごみ (持込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

※ 収集できないもの

- ① 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの。
- ② 処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの。

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)」により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクル料金などを支払い、販売店などに引き取ってもらうことになりました。平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

(平成3年法律第48号)」に基づき、家庭用パソコンも、パソコンメーカーなどによるリサイクルを進めています。リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成15年10月1日以降に販売されたパソコンで、パソコン3R推進協会の定めた「PCリサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

2 ごみの処理

可燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場で焼却処理し、衛生的な環境を保ちます。また、可燃ごみを焼却することにより、可燃ごみの容積を縮小し、埋立処分場の延命化を図っています。東京二十三区清掃一部事務組合では、一部の焼却灰を、セメントの原料としたり、加工した上で建設材料とするなどして有効利用を図っています。

不燃ごみは、練馬区資源循環センター内の不燃ごみ中継施設で選別し、区がリサイクルする金属類・小型家電を回収します。残りは、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する不燃ごみ処理センターで破碎し、鉄・アルミを回収後、埋立処理しています。

粗大ごみは、区内の粗大ごみ中継施設で選別し、区がリサイクルする金属類・布団を回収します。残りは可燃系と不燃系に分別し、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄・アルミを回収後、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

3 集積所の適正管理

区民の方が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。清掃事務所まで取りに来るのが困難な方には、宅配サービスも行っています。

令和5年度の貸し出し枚数は、3,143枚でした。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

4 高齢者などへのサービス（戸別訪問収集・粗大ごみ運び出し収集）

65歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯において、普通のごみや粗大ごみを集積所や屋外に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、収集員が玄関先まで収集に伺ったり、屋内から運び出します。

令和5年度は、21,015件の戸別訪問収集、2,076件の粗大ごみ運び出し収集を行いました。

5 見守りサービス

戸別訪問収集を利用している高齢者が1週間以上ごみを出さなかった場合、地域包括支援センターに連絡し、職員が電話や訪問により状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。対象者は、戸別訪問収集を利用している65歳以上の方のうち、介

護サービスなどを利用しておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

また、災害時には戸別訪問収集の対象者も含め安否確認を行います。

6 し尿の処理と浄化槽

区内の下水道の普及率は、ほぼ100%に達していますが、令和5年度末現在109戸のくみ取り式の便所があります。また、浄化槽については、5基の設置があります。

7 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を事業として行おうとする者は、区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の2つに区分されます。

練馬区での一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可件数 (単位:件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
収集運搬業	253	250	250	247	247
処分業	0	0	0	0	0

8 犬猫などの死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体は、25 kg未満であれば清掃事務所で引き取ります。令和5年度の件数は651件でした。道路上の動物の死体は、都道・区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ対応しています。

9 有料ごみ処理券

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って出たごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者など、自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、取扱所の表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と価格は表のとおりです。

令和5年度の販売実績は、51,495.2セット、148,950,299円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格 (令和5年10月改定)

種類	セット枚数	販売価格 (1枚単価)
特大・70L相当	1セット5枚	3,045円 (609円)
大・45L相当	1セット10枚	3,910円 (391円)
中・20L相当	1セット10枚	1,740円 (174円)
小・10L相当	1セット10枚	870円 (87円)

10 有料粗大ごみ処理券

粗大ごみは、家庭から出る概ね 30cm 角を超える家具などが対象で有料となります。
令和 5 年度の販売実績は、1, 671, 566 枚、366, 344, 700 円でした。

① 主な粗大ごみ処理手数料

主な粗大ごみの処理手数料は表のとおりです。

収集	持込	電気・ガス・石油器具	家具・寝具	その他
400 円	200 円	ガステーブル (ガスコンロ) 小型調理器類 (ホットプレートなど) 電子レンジ 扇風機 除湿器 空気清浄器 掃除機 照明器具	いす (ソファを除く) ふとん マットレス (ベッドマットを除く) ハンガーラック (回転式を除く) ロールカーテン	板類 (鉄板類を除く) ゴルフクラブ (1 セット 14 本まで) スキー板 (ストックを含む) スーツケース 子ども用遊具 (ブランコ および滑り台を除く) 乳児用具 (ベビーベッドを除く) パイプ類 (1 ~ 5 本) 鏡 (姿見) 自転車 (16 インチ未満) ぬいぐるみ 座いす
900 円	500 円	オイルヒーター パネルヒーター	ソファ (1 人用) パソコンラック (いすを除く) ハンガーラック (回転式)	ブランコ 滑り台 台車 自転車 (16 インチ以上) 物干し台 (1 個)
1, 300 円	700 円	ガスオーブン	シングルベッド (ベッドマット含む) 机 (両そで机を除く、いすを除く) ライティングデスク (いすを除く)	サイクリングマシン (自転車を除く) ドラムセット一式 (いすを除く)
2, 300 円	1, 200 円		ダブルベッド (ベッドマット含む)	オルガン (いすを除く) ランニングマシン (電動式)
3, 200 円	1, 600 円		両そで机 (いすを除く)	

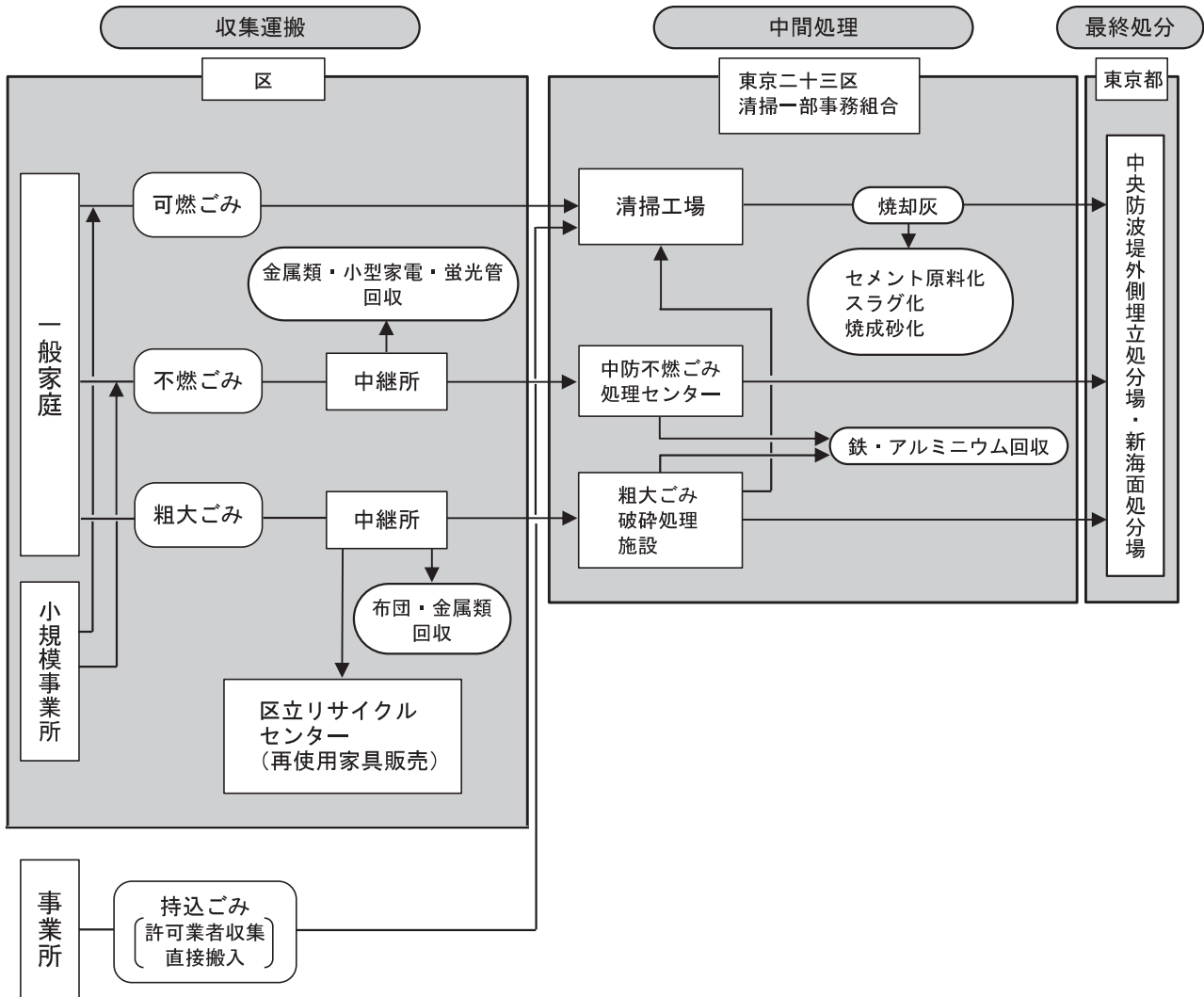
② 箱物家具の処理手数料

粗大ごみのうち、物置や戸棚などの箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物となりますが、3辺のうち長い2辺の合計により、処理手数料を3段階に設定しています。

箱物家具の大きさ	収 集	持 込
3辺のうち長い2辺の合計が180cm以下のもの	400円	200円
3辺のうち長い2辺の合計が180cmを超え270cm以下のもの	1,300円	700円
3辺のうち長い2辺の合計が270cmを超えるもの	2,300円	1,200円

【主な箱物家具】
物置、戸棚、食器棚、たんす、押入れたんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、下駄箱など

練馬区のごみの流れ図



第5項 清掃リサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。

ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

令和5年度に行った資源・ごみの排出実態調査(68ページ グラフ3 令和5年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果)によると、可燃ごみの中には17.8%、不燃ごみの中には10.3%、分別すれば資源となるものが含まれています。これらの資源化が可能なものの分別を徹底していくことが、ごみの減量につながります。

家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考にしながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

3 環境負荷の低減

23区は、平成20年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成20年10月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに、フードドライブ事業を活用した食品ロスを削減する取組の拡大や、生ごみの水切りを推進することで水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

海洋プラスチック問題やプラスチックの製造・処分に起因するCO₂の排出、諸外国における廃棄物輸入の規制強化などを背景に、国内でのプラスチックの資源循環を一層促進することが求められています。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、全てのプラスチックがリサイクルの対象となりました。プラスチックの削減に向けた普及啓発を図るとともに、区がすでに行っている容器包装プラスチックも含めた全てのプラスチックの回収・資源化に取り組む必要があります。

町名	可燃ごみ	不燃ごみ	プラ古紙	びん缶	ペットボトル
旭丘	水・土	第1・3(月)	火	火	火
旭町	火・金	第2・4(土)	木	水	木
上記以外の地域	火・金	第2・4(土)	木	月	月
大泉学園町	水・土	第2・4(月)	金	金	金
2・3丁目	水・土	第2・4(木)	金	金	金
4～7丁目	水・土	第1・3(木)	火	金	金
8・9丁目	水・土	第1・3(月)	火	金	金
大泉町	水・土	第1・3(月)	火	水	水
5・6丁目	水・土	第2・4(月)	金	水	水
春日町	水・土	第2・4(木)	金	金	金
上石神井	月・木	第1・3(火)	水	土	土
1丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
2～4丁目	火・金	第2・4(水)	木	土	土
上石神井南町	月・木	第1・3(火)	水	木	木
北町	火・金	第1・3(土)	月	水	水
1～3・5～8丁目	火・金	第1・3(土)	月	水	水
2丁目練馬北町宿舍A～F棟	火・金	第1・3(木)	月	水	水
4丁目(自衛隊官舎)	水・土	第1・3(木)	月	金	水
向山	月・木	第2・4(金)	土	木	木
小竹町	水・土	第1・3(月)	火	火	火
栄町	水・土	第1・3(月)	火	火	火
桜台	水・土	第1・3(木)	火	火	火
下石神井	月・木	第2・4(火)	土	火	火
1・3丁目	月・木	第2・4(火)	土	火	火
2・4～6丁目	月・木	第1・3(火)	水	火	火
石神井台	火・金	第2・4(水)	木	土	土
1・2丁目	火・金	第2・4(水)	木	土	土
3丁目	火・金	第1・3(水)	月	土	土
4・5・7・8丁目	火・金	第2・4(土)	木	土	土
6丁目	火・金	第1・3(土)	月	土	土
石神井町	月・木	第2・4(金)	土	水	水
1丁目	月・木	第2・4(金)	土	水	水
2・4・7・8丁目	火・金	第1・3(水)	月	水	水
3・6丁目	火・金	第2・4(水)	木	水	水
5丁目	月・木	第1・3(火)	水	水	水
関町北	月・木	第1・3(金)	水	木	木
1～3丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
4・5丁目	火・金	第2・4(土)	木	木	木
関町東	月・木	第1・3(火)	水	木	木
1丁目	月・木	第1・3(火)	水	木	木
2丁目	火・金	第2・4(水)	木	木	木
関町南	月・木	第1・3(火)	水	木	木
1丁目	月・木	第1・3(火)	水	木	木
2～4丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
高野台	月・木	第2・4(金)	土	火	火
高松	月・木	第2・4(金)	土	月	月
1～5丁目	月・木	第2・4(金)	土	月	月
6丁目	火・金	第2・4(土)	木	月	月

町名	可燃ごみ	不燃ごみ	プラ古紙	びん缶	ペットボトル
た田柄	火・金	第2・4(水)	木	金	金
1～5丁目(下記地域を除く)	火・金	第2・4(水)	木	金	金
2丁目42番4～6号棟	火・金	第2・4(水)	木	火	木
立野町	月・木	第1・3(金)	水	木	木
土支田	火・金	第2・4(土)	木	月	月
豊玉上	水・土	第1・3(月)	火	土	土
1丁目	水・土	第1・3(月)	火	土	土
2丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
豊玉北	月・木	第1・3(火)	水	土	土
1～4丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
5・6丁目	月・木	第1・3(金)	水	土	土
豊玉中	月・木	第1・3(火)	水	土	土
1・2丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
3・4丁目	月・木	第1・3(金)	水	土	土
豊玉南	月・木	第1・3(火)	水	土	土
な中村	月・木	第1・3(金)	水	木	木
1・2丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
3丁目	月・木	第2・4(火)	土	木	木
中村北	月・木	第1・3(金)	水	木	木
1・2丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
3・4丁目	月・木	第2・4(火)	土	木	木
中村南	月・木	第1・3(金)	水	木	木
1・2丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
3丁目	月・木	第2・4(火)	土	木	木
西大泉	水・土	第2・4(木)	金	金	金
1～3丁目	水・土	第2・4(木)	金	金	金
4～6丁目	水・土	第1・3(木)	火	金	金
西大泉町	水・土	第1・3(木)	火	金	金
錦	火・金	第1・3(水)	月	水	水
貫井	月・木	第2・4(火)	土	月	月
1～4丁目	月・木	第2・4(火)	土	月	月
5丁目	月・木	第2・4(金)	土	月	月
練馬	水・土	第1・3(木)	火	木	木
1丁目	水・土	第1・3(木)	火	木	木
2～4丁目	水・土	第2・4(月)	金	木	木
は羽沢	水・土	第1・3(月)	火	火	火
早宮	水・土	第2・4(月)	金	金	金
1～3丁目	水・土	第2・4(月)	金	金	金
4丁目	水・土	第2・4(木)	金	金	金
東大泉	水・土	第2・4(月)	金	月	月
1～3・5丁目	水・土	第2・4(月)	金	月	月
4丁目	水・土	第2・4(木)	金	月	月
6・7丁目	火・金	第1・3(土)	月	月	月

町名	可燃ごみ	不燃ごみ	プラ古紙	びん缶	ペットボトル
は光が丘	火・金	第1・3(土)	月	火	木
1丁目1番1号棟	火・金	第1・3(土)	月	火	木
1丁目2番2号棟、2丁目9番	月・木	第1・3(金)	水	月	木
1丁目3番3号棟、2丁目4番	水・土	第1・3(木)	火	火	木
1丁目6番、2丁目2番	火・金	第2・4(土)	木	月	木
2丁目7・8番	水・土	第2・4(木)	金	火	木
2丁目10番、3丁目9番1・2号	火・金	第1・3(土)	月	月	木
3丁目3番1～4号	火・金	第2・4(土)	木	木	木
3丁目3番5～9号	水・土	第2・4(木)	金	金	木
3丁目7番	水・土	第1・3(木)	火	金	木
3丁目8番	火・金	第1・3(土)	月	木	木
3丁目9番3号	水・土	第1・3(木)	火	月	木
5丁目2番	火・金	第2・4(土)	木	水	木
5丁目5番	月・木	第1・3(金)	水	水	木
5丁目6番、6丁目	月・木	第2・4(金)	土	水	木
7丁目3番1・2・6・7号	月・木	第1・3(金)	水	木	木
7丁目3番3・4号	月・木	第2・4(金)	土	木	木
7丁目6番1～3号、7番	月・木	第1・3(金)	水	土	木
7丁目6番5～19号	月・木	第2・4(金)	土	土	木
7丁目8番	水・土	第1・3(木)	火	土	木
氷川台	火・金	第1・3(水)	月	水	水
富士見台	月・木	第2・4(火)	土	火	火
平和台	火・金	第1・3(水)	月	水	水
1・3丁目	火・金	第1・3(水)	月	水	水
2・4丁目	火・金	第1・3(土)	月	水	水
ま南大泉	火・金	第1・3(土)	月	月	月
1・3・4丁目	火・金	第1・3(土)	月	月	月
2丁目	火・金	第2・4(土)	木	月	月
5・6丁目	水・土	第2・4(木)	金	月	月
南田中	月・木	第2・4(火)	土	火	火
三原台	火・金	第1・3(水)	月	水	水
1・3丁目	火・金	第1・3(水)	月	水	水
2丁目	水・土	第1・3(月)	火	水	水
や谷原	月・木	第2・4(金)	土	水	水
1～5丁目	月・木	第2・4(金)	土	水	水
6丁目	水・土	第1・3(月)	火	水	水

不燃ごみ収集日(月2回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	1回目			2回目		
12	13	14	15	16	17	18
	2回目			3回目		
19	20	21	22	23	24	25
	3回目			4回目		
26	27	28	29	30	31	
	4回目					

不燃ごみの収集は月2回です。

・「第1・第3月曜日」とは、月の1回目と3回目の月曜日、「第2・第4月曜日」とは、月の2回目と4回目の月曜日という意味です。

・「5回目」は不燃ごみの収集はありません。

例えば左のカレンダーだと、不燃ごみの収集が第1・第3月曜日の場合、6日と20日が収集日となります。

※29日から31日は「5回目」となりますので不燃ごみの収集はありません。

資源・ごみの出し方のルール

- 資源・ごみは種類ごとに分別して出してください。分別されていないものは収集できません。
- 可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック・古紙は朝8時までに集積所に出してください。
びん・缶・ペットボトルは朝9時までに回収場所に出してください。
- 集積所や回収場所の周辺には、回収されて困るものは置かないでください。
- 一般家庭から、一度に45ℓのごみ袋3袋を超えて出す場合は有料になります。

問合せ先

①～⑥について
〒176・179にお住まいの方
練馬清掃事務所
TEL 03-3992-7141
〒177・178にお住まいの方
石神井清掃事務所
TEL 03-3928-1353

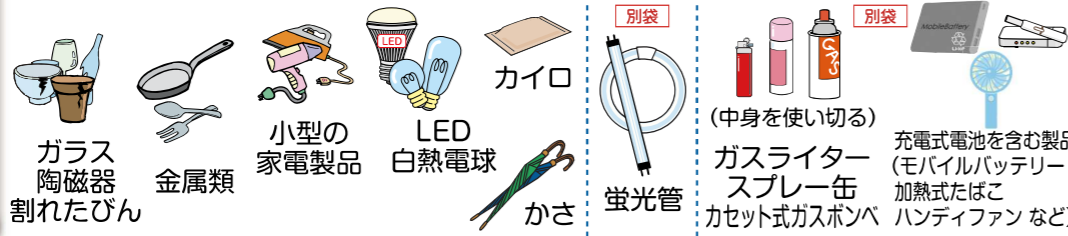
⑦～⑩について
清掃リサイクル課
TEL 03-5984-1097

① 週2回
可燃ごみ



・燃えるもの（布、プラスチックなど）と金属などの混合物は、分解できるものはできるだけ分解して出してください。
・串など鋭利なものは、紙などに包んで「キケン」と表示してください。

② 月2回
不燃ごみ

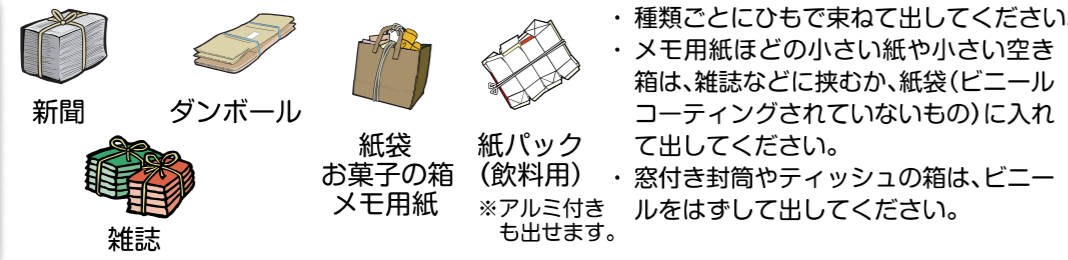


③ 週1回
容器包装プラスチック



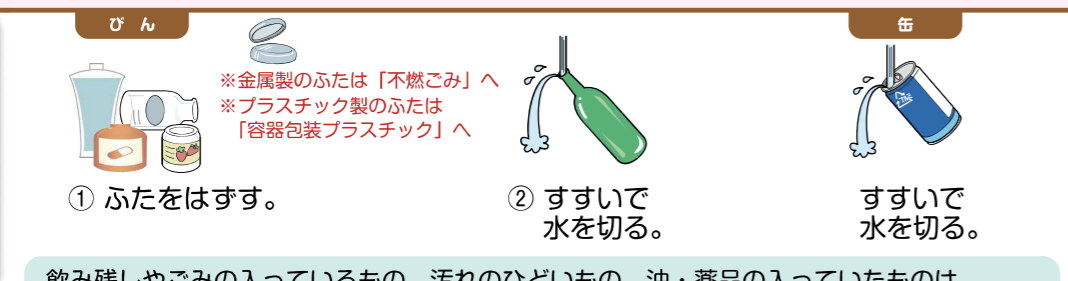
汚れはすすいでください。
※汚れやにおいが落ちないものは「可燃ごみ」へ出してください。

④ 週1回
古紙
雨天でも回収します



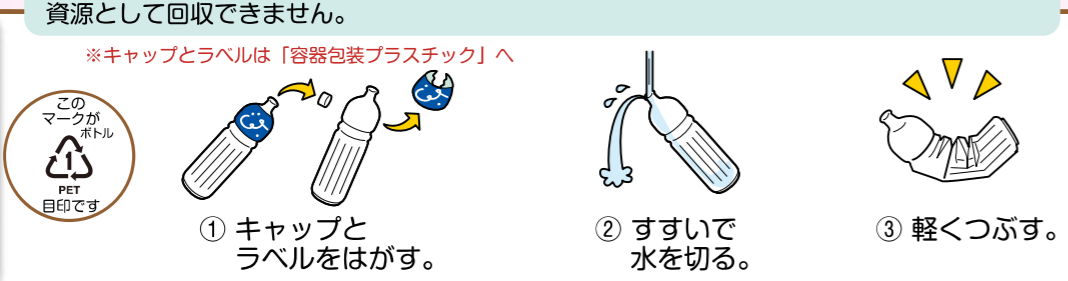
・種類ごとにひもで束ねて出してください。
・メモ用紙ほどの小さい紙や小さい空き箱は、雑誌などに挟むか、紙袋(ビニールコーティングされていないもの)に入れて出してください。
・窓付き封筒やティッシュの箱は、ビニールをはずして出してください。

⑤ 週1回
びん・缶 (飲食用)

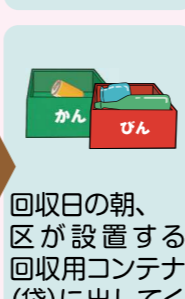
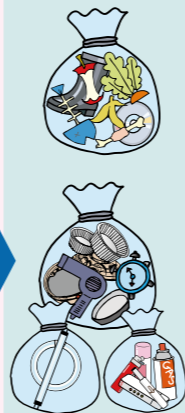


飲み残しやごみの入っているもの、汚れのひどいもの、油・薬品の入っていたものは資源として回収できません。

⑥ 週1回
ペットボトル (飲食用)



透明や半透明の袋またはごみ容器に入れて、集積所に出してください。



⑦ 資源
古着・古布

○ 出せるもの
シャツ・下着・ジーンズなど身につけるすべての衣類・毛布・シーツ など

× 出せないもの
汚れのあるもの・ゴム製品
じゅうたん・ふとん・ぬいぐるみ
かばん・靴・綿の入っているもの など



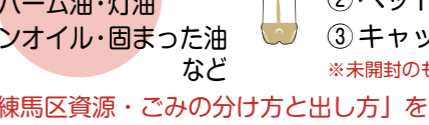
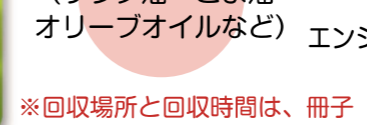
・洗うなどして、きれいな状態にしてください。
・透明や半透明の袋に入れて出してください。



⑧ 資源
使用済み食用油

○ 出せるもの
植物性油 (サラダ油・ごま油 オリーブオイルなど)

× 出せないもの
ラードなどの動物性脂
ドレッシング・醤油
パーム油・灯油
エンジンオイル・固まった油 など



① 油を十分に冷ます。
② ペットボトルに入れる。
③ キャップをしっかりと閉める。
※未開封のものはそのまま出してください。



⑨ 資源
乾電池 充電式電池

区立施設と回収協力店、電器店などに設置している回収ボックスに入れてください。
※回収場所は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。
※電池の両極にテープ等を貼り、絶縁して出してください。
※回収場所に出せない場合は、絶縁して不燃ごみへ出してください。



⑩ 資源
小型家電 (13品目)



有害なもの・危険なもの
ガスボンベ・石油類・薬品類・塗料
金属粉・バッテリー など

区では収集運搬、処理が困難なもの
自動車・自動車部品・オートバイ・タイヤ・ピアノ
消火器・耐火金庫・石・土・砂・ブロック・コンクリート片
汚泥・液状のもの・建築廃材 など

メーカーまたは購入した
お店に引き取ってもらうか、
専門の業者に処理を
依頼してください。

区では収集していません
リサイクル料金、
収集運搬料金が
必要です。

パソコン
回収方法は各メーカーにお問合せください。
引取メーカーが不明な場合は、
パソコン3R推進協会
☎ 03-5282-7685 へ

**エアコン・テレビ・冷蔵庫
冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機**
買替店または処分する商品を購入した
お店に引取りを依頼してください。
引取先がない場合は、
家電リサイクル受付センター
☎ 0570-087200 (ナビダイヤル) へ

申込み制
粗大ごみ受付センター
☎ 03-5703-5399
受付時間 月～土 (年末年始を除く)
8時～19時
インターネット申込みもできます (24時間受付)
区ホームページ「粗大ごみ」で検索

粗大ごみ (有料)
※おおむね30cm角超

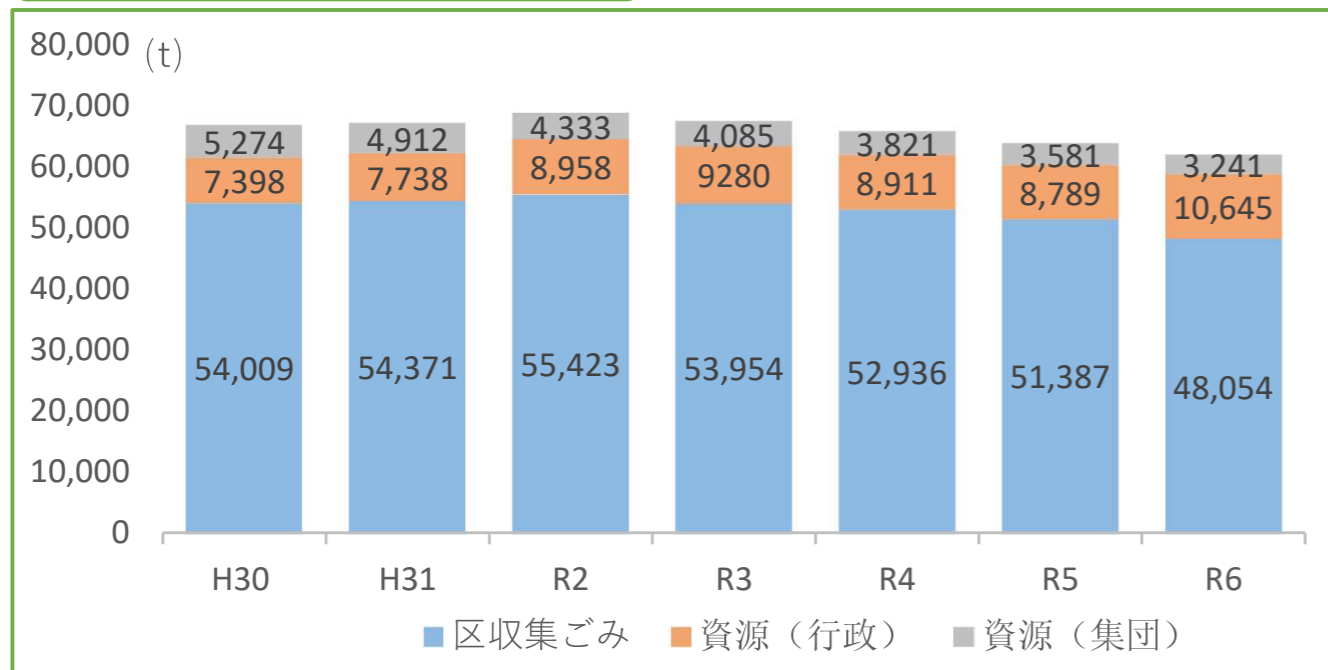
資源・ごみ分別アプリ
ごみに関する情報は練馬区資源・ごみ分別アプリでも調べられます!

App Store からダウンロード
Google Play で手に入れよう



墨田区の取り組み

墨田区の資源・ごみ量の推移



目標値（墨田区一般廃棄物処理基本計画（第4次：R3～R12））

令和12年度までに

指標1 区民1人1日あたりごみ総量

606g/人日（平成30年度比70g減量） ※30年度677g

指標2 区民1人1日あたり区収集ごみ量

490g/人日（平成30年度比60g減量） ※30年度548g

主な施策

事業名	実績(R6) (t)	事業名	実績(R6) (t)
廃プラスチック分別回収・再資源化	2,040	乾電池の拠点回収	16
自転車のリユース	13	使用済小型家電製品の回収	4
羽毛布団のリサイクル	1	衣料品の拠点回収	11
金属系粗大の再資源化	(※1)	フードドライブ	4
古着回収	64	粗大ごみのリユース（おいくら）	(※2)
不燃ごみからのピックアップ回収（スプレー缶、蛍光灯など）	53	プラスチック（ハブラシ、ペットキャップ、コンタクトケース）類の拠点回収	2

※1 新規事業（R7～）資源化見込み量約300t

※2 利用者数3,666名（R6実績）

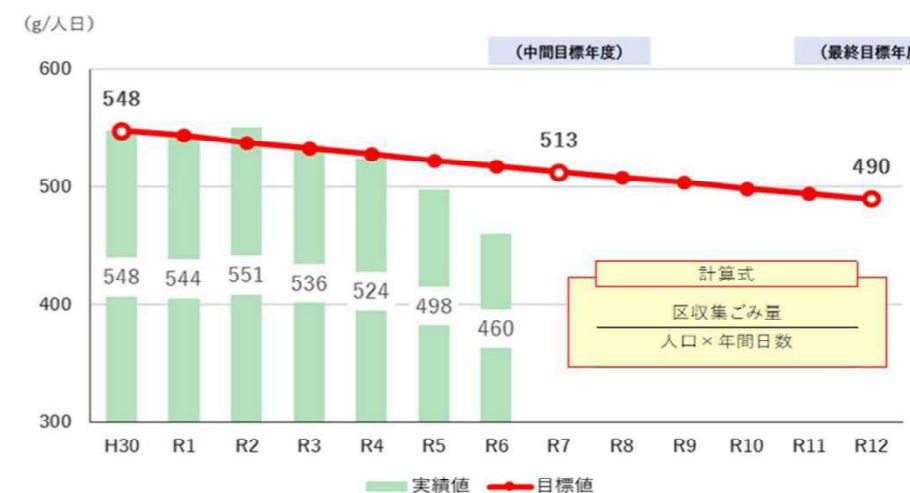
施策効果

指標1 区民1人1日あたりのごみ総量



- ・平成30年度の677g → 令和6年度は594gまで減少。
- ・最終目標年度（令和12年度）の目標値606g（約70g減量）を達成
- ・資源に分別する前のごみが減量し、2R（リデュース・リユース）が順調に進捗している。

指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量



- ・平成30年度の548g → 令和6年度には460gまで減少。
- ・最終目標年度（令和12年度）の目標値490g（約60g減量）を達成
- ・令和6年度はプラスチック分別収集の開始により、前年度から顕著にごみが減量している。